

会 議 名 予算特別委員会（第 1 日）

開催日時 平成 2 2 年 3 月 1 1 日

午前 1 0 時 0 0 分～午後 4 時 5 6 分

会 場 第 5 会議室

1. 出席者

1 番 幸前信雄、3 番 杉浦敏和、4 番 北川広人、  
5 番 鈴木勝彦、9 番 神谷ルミ、1 0 番 寺田正人、  
1 3 番 内藤とし子、1 4 番 井端清則、1 8 番 小野田由紀子

2. 欠席者

な し

3. 傍聴者

杉浦辰夫、磯貝正隆、内藤皓嗣、水野金光、岡本邦彦、  
神谷 宏、小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、副市長、教育長

経営戦略 GL、危機管理 GL

地域協働部長、地域政策 GL、財務評価 GL

市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民生活 GL、

税務 GL、税務 G 主幹、収納 GL

福祉部長、地域福祉 GL、介護保険 GL、保健福祉 GL

保健福祉 G 主幹

こども育成 GL、こども育成 G 主幹、文化スポーツ GL

文化スポーツ G 主幹

都市政策部長、都市整備 GL、都市整備 G 主幹、上下水道 GL、

地域産業 GL

行政管理部長、人事 GL、行政契約 GL、行政契約 G 主幹  
情報管理 GL  
学校経営 GL、学校経営 G 主幹  
会計管理者  
監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

事務局長、書記 1 名

6. 付託案件

議案第 19 号 平成 22 年度高浜市一般会計予算  
議案第 20 号 平成 22 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第 21 号 平成 22 年度高浜市土地取得費特別会計予算  
議案第 22 号 平成 22 年度高浜市老人保健特別会計予算  
議案第 23 号 平成 22 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算  
議案第 24 号 平成 22 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算  
議案第 25 号 平成 22 年度高浜市介護保険特別会計予算  
議案第 26 号 平成 22 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 27 号 平成 22 年度高浜市水道事業会計予算

7. 会議経過

議会事務局長 年長委員として内藤とし子委員を臨時委員長に。

臨時委員長挨拶

市長挨拶

委員長選出

委員長の選出方法を投票による方法と指名推選による方法のいずれによって選出するかを諮る。

(指名推選の声あり)

委員長に、北川広人委員を指名

委員長挨拶

副委員長選出

副委員長の選出方法を投票による方法と指名推選による方法のいずれによって選出するかを諮る。

(指名推選の声あり)

副委員長に、杉浦敏和委員を指名

副委員長挨拶

正副委員長日程調整のため、休憩

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

委員長 日程につきまして、ただいま副委員長と協議をしました結果、本日は一般会計のみの質疑を行い、明日は、特別会計と企業会計の質疑を行い、質疑終了後、当初予算議案に対する採決をしまいたいと思います。なお、本日、委員の慎重審査が予定より早く進んだ場合には、引き続き、議案第20号以降の質疑に進みたいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。また、委員会の円滑なる運営のため、総括質疑との重複を避

けていただき、質疑については、まとめて行っていただくとともに、質疑漏れのないよう、また、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。また、質疑に当たりますは、ページ数をお示しいただき、マイクを使って的確をお願いいたします。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦敏和委員を指名いたします。ただいまから、予算特別委員会に付託されました案件の審査を行います。案件は、すでにお手元に配布されております議案付託表のとおり、議案第19号から議案第27号までの9議案であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、質疑もれにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計及び企業会計の質疑終了後に質疑もれの部分について、質疑を許可することといたしますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしく  
お願いいたします。また休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合もあり  
ますので、御了承ください。これより議案付託表の順序により会議を行いま  
す。その前に当局から説明を加えることがあればお願いいたします。

行政管理部長 特にございません。

## 《質疑》

議案第19号 平成22年度高浜市一般会計予算

歳入

### 1 款 市税

問（13） 市税の市民税の中で個人市民税、法人市民税ありますが、両  
方足すと、5億からの減収になるわけですが、そのあたりはどのようにし  
ていこうしてみえるのか、それから、まずその面からお示してください。

答（税務） 個人市民税それから法人等、減額に伴う考え方ということで  
ございますが、昨今の経済状況等大変厳しいものがございます。個人市民  
税につきましてもですね、例年の予算よりも4億ほど減ということで動い  
ております。この辺につきましてもですね、総所得金額におきましても、  
個人市民税におきましては、21年度の705億4,000万から628  
億と76億ほどの減という総所得の見込みでございます。これにつきまし  
ては、去年の刈谷税務署管内におきます、源泉徴収額の減に伴いまして、  
このような減を見込んでおるところでございます。また法人市民税につき  
ましても、経済状況等の悪化によります、減ということで、法人市民税に  
つきましても、去年の予算減の時よりもですね、1億8,000万ほどの  
減ということで、マイナス6,000万ということで減を見込んでおると  
ころでございます。

問（13） 減収のほうをどのように、その分市民のサービスなんか  
が難しくなるわけですが、どのようにしていこうとしているのか。全国  
で8割前後の不均一課税といいますか、超過課税をやっているところがある  
と思うんですが、その自治体の名前といいますか、それをまず教えてほし

いということと、5万人未満の市ではどうなのかということ、まずそれを教えていただきたいと思います。

答（税務） それではまず不均一課税の状況等について、お話をさせていただきます。法人の市民税にかかる全国の統計でちょっとお話をさせていただきますと、全国の超過課税につきましては、不均一課税の状況が21年の4月1日現在でございますが、全市町村1,777団体ございます。中で標準税率の採用が753団体ということで42.4%になっております。それから一律超過課税率が770団体で43.3%、それから合併による不均一課税が45団体、資本金等の区分による不均一課税を実施しているのは209団体、11.8%という状況でございます。それから、人口の5万人未満の市の状況ということでございます。全体で245団体ございます。標準税率採用が73団体、29.8%、それから一律超過課税率が152団体で62%、それから合併による不均一課税が7団体、2.9%という状況になっております。以前よりの御質問だと思いますが、この法人課税につきましては本市におきましては、地方税法に定める標準税率を基本として実施しておりますので、不均一課税による実施は考えておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

問（13） 今、お話があったように全国的にも流れというのは、かなり超過課税なり不均一課税なりがふえてきているわけですが、そういう面でぜひ法人市民税、個人市民税の割合からいっても、個人市民税の負担が大きいわけですが、個人市民税は以前、定率減税もなくなりましたし、そういう面でも減税分がなくなったということで、その一方で法人市民税については、そういう優遇がいまだにされてるという面もあって、不公平な面がずっと続いているわけですね。そういう面でも不均一課税なり超過課税なりをやれば少しでも不公平感がなくなりますし、市のためにも資料いただいてましたけど、5,000万でしたか6,000万でしたか、5,000万ですね、5,000万ほどの、こういう景気が厳しいときだから、前みたいに1億なんていうことは出ませんけども、それでも5,000万の費用が生み出されるわけで、高浜のために大変いいと思うんです

が、そういう面でぜひ超過課税なり不均一課税をやっていただきたいと思いますが、そういう面をお願いします。それから個人市民税の滞納繰り越しが15.7%が17.5%になっていますが、これらどのような理由によるものかをお願いします。

答（税務） まず法人の不均一課税ということで、ちょっと訂正をさせていただきたいんですが、私ども提出させていただいた資料ということで、先ほど内藤委員のほうから5,000万ということでしたが、500万との増収の見込みでございますので、よろしく願いいたします。それから不均一課税につきましては、御案内のとおり、法人市民税につきましては、均等割税額、それから税割という課税体系となっております。資本等につきましても、一定の金額等で差がついており、またはですね、昨今の経済状況等の中でですね、決して安定的な財源ではないと考えております。課税の公平、中立が保たれるという中でですね、増税ということは今現在考えておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

答（収納） 市税の滞納繰り越し分の徴収率の関係でございます。昨年15.7、今年度17.5ということで、当初予算上計上させていただいております。算出方法でございますけども、過去3カ年、18、19、20年の平均徴収率を出しまして、徴収努力の部分でプラス0.5ということで今回の徴収率になっております。特に18年度、収納グループができてから、滞納分のほうの徴収率上がっておりまして、昨年平成20年度の決算では19.2というふうになっておりますので、それよりは下回っておりますが、過去3年の平均プラス0.5ということで、積算をいたしております。

問（13） 高浜は大きな名古屋だとかね、大きな町と違って5万人未満ですけども、この5万人ぐらいの市で、要するに全国的にいくつかあると思うんですが、5万人未満のところでは、どれぐらい一律超過課税をやっているのか、わかったら教えてください。

答（税務） 先ほどもちょっとお答えをさせていただきましたが、人口5万人未満の市でですね、全国245団体あるということで、一律超過課税

をしておる団体がそのうちの152団体ということで62%でございます。問（14） 財政力指数でお伺いしたいと思いますけど、地方交付税で普通交付税が見込まれていないということで、当該年度も不交付団体になるのかなということを思っておりますけども、その関係で基準財政収入額と需要額の関係で金額的に一体どれくらい見込んでいるのかということと財政力指数そのものはですね、どういう状況なのかということをお聞きをしておきたいと思えます。

答（財務評価） 今回の交付税の御質問でございますが、私ども22年度試算をしている段階でございますが、一応こういう景気の状況の中で税収が今年5億ほど減ると、昨年も減っておるわけでございますが、現状、財政力指数としては、1.01程度になるんだらうという予想をしております。従いまして、限りなく1に近いわけでございますが、22年度は、今のところ不交付団体という試算をいたしております。金額はですね、おおむねですね、基準財政収入額を、61億5,000万と基準財政需要額を61億3,000万程度という数字で試算をいたしております。

問（14） それから先ほどの法人市民税の不均一課税の話、私も聞いておきたいと思えますけど、全国の状況レベルですね、市レベルでその不均一課税なるものを実施している自治体数ですね、総数としては、比率的には何パーセントになってますか。

答（税務） 全国の市でですね、一律超過課税を行っておる団体が783団体中の389団体、49.7%でございます。

問（14） 先ほど言った、合併によるね、超過課税の分もありますし、それから不均一課税の部分もありますし、それから資本金等によるの不均一課税というものもあるわけですので、それらを含めてね、全体的にはどれくらいなんですか。

答（税務） 先ほど全国の市783団体中ですね、一律超過課税が389、それから、合併による不均一課税が45、それから資本金等による不均一課税が177ということで、全体で611団体、783団体中、611団体が何らかの不均一課税をやっておるというところでございます。

問(14) そうすると、ちょっと計算が弱いのでわかりませんが、約8割前後のね、市レベルで何らかの形で不均一課税、あるいはその超過課税というのが実施されている、こういう現況にあるというふうに思うんですね。先ほど、不均一課税等の問題について、安定的な財源ではないんだというのがね、1つの実施に踏み切らない理由付けが、初めてお聞きしましたけども、私はその新たな税をね、今日ほど確保していくということがね、求められているときはないなというふうに思うんですね。それは確かにその景気の動向によってその安定性というのがばらつきますけども、しかしながら、新たな財源確保の一助となることは間違いのないわけですので、国も大変、事情は厳しい、それ以上に末端の地方自治体というのは、財政的には汲々としているわけなんで、こんなときこそね、新たな歳出でいろんなところに目を配って削減していくというのは当然のこととして必要性は認めますけども、同時に新たな財源を確保するというね、その視点も持ち合わせていくことが、私は大事じゃないのかなというふうに思うんですね。したがって、これは市長に聞いておきたいと思いますけど、新しく市長に就任されて、初めての予算委員会ということもありますので、先ほど言った法人市民税に係る超過課税、あるいは不均一課税の実施と、私たちは法人なら何だってその種の課税を実施するというのを求めているのではなくて、資本金が10億以上の企業にあって、これは当市でいうと52団体があるやということになっておりますけども、そのうちの企業というのは、一般的に景気の動向で大変だというもののね、株主の配当をふやしたり、あるいは、内部留保を溜め込んだり、溜め込んで増やしておったりとというところが共通して見られているだけに、片や、住民はどうかという先ほど内藤議員が言ったように、定率減税が廃止されて、その負担が強まっているという中ではね、片や大企業は先ほど言ったようなさまざまな形で優遇税制が図られると、で、その結果内部留保をふやすと、株主の配当も、役員報酬もふやすという状況はね、一般的に見て、客観的に見て、やっぱりバランスを欠くなということがありますので、応分の負担を地方財政も厳しい折ね、この際求めていくのが住民からしますと、大い

に共鳴でき、理解もできる施策になるのではないのかなということをおもはるは思うわけですが、ちょっと市長の見解を伺っておきたいと思ひます。

答（市長） 不均一課税を実施していく考えはございません。こういふときだからこそですね、事業所さんにぜひ元気になっていただひいてですね、むしろ私どもはですねどうやって企業さん、この地域でしつかり事業活動していただひいて収益を上げていただひく。その中でですね、また固定資産もね、ふえること、事業拡張もしていただひくといふことですね、新たな収入源にもなるのかなといふ風にも思ひます。こういふときだからこそですね、そういう形で不均一な課税を行うといふことではない、むしろ事業を成長させていただひきたいなといふふうにおもっています。

問（14） 前森市長の見解と変わらないね、そういう内容の見解だといふふうにおもっていただひきたいといふふうにおもいますが、私は先ほども言ひましたように、窮屈な財政事情があるだけにね、楽な財源確保といふのは、やはり歳出だけに目を向けるのではなくて歳入といふ点でね、これは住民負担を増やせといふないようでの歳入を増やせといふ意味合ひではないことは前置きとして申し上げておきたいと思ひますが、この種の税はね、法人市民税にやっぱり目を向けるべきだといふことを改めて指摘しておきたいと思ひます。それから、68ページの都市計画税のこれも毎回のように取り上げておますが、住民負担がやはり大変重たいといふことで、税率の引き下げを私どもは要求をしておますが、この点では法人市民税と同様にこの予算編成にあたってこの都市計画税については引き下げの内容で検討してきたのかどうかね、このことを1つ聞いておきたいなといふふうにおもいます。それから、私どもちょっと資料要求しなかつたのであれですが、全国的なレベルで標準税率よりも税率を引き下げている自治体といふのがどれくらいあるのかといふようなこと、数とそれから比率ですね、県下、人口5万人未満といふ3つのランクに分けてそれぞれの数と比率をお示ししたいと。

答（税務） まず、都市計画税の税率の引き下げの考えといふことでござ

いますが、都市計画税は御承知のように都市計画事業の費用に充てるための目的税だということをございまして、下水道をはじめとした都市施設の整備を鋭意実施推進していく中で重要な財源だということをございしております。で、現状におきましては、税率を引き下げるといような考えは持ち合わせておりませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。それから全国の場合ということをございます。全国の市の状況ということございます。540市ございます。その中で、制限税率0.3%採用しておる市が293市の54.3%で、制限税率以下の市が247ございまして、全体の45.7%ということになっております。また、愛知県では、都市計画税を課税をしておる市町村は61市町村中、49市町村が都市計画税を課税しております。このうち制限税率採用が32市町村、65.3%、制限税率以下が17市町村で34.7%となっております。またですね、県内の市に限って見てみますと、33市のうち、25市の75.8%が0.3%の制限税率を採用しております。で、制限税率以下を採用しておる市は8市ございます。その内訳をございます。西尾市、それから豊橋市、碧南市、豊田市、田原市、清須市、北名古屋市、日進市という状況をございます。

問（14） 全国的に見ても、それから県下の状況を見てもね、それぞれの事情に基づいて目的税といえどもね、それぞれの市町の事情によって税率を引き下げている、こういうふうな状況もあるわけですので、ぜひ当市にあってもですね、その点ではその他市の事例に学んでですね、検討を開始していくべきだといふふうに思ひますけども、今後の方向的にはどういふふうな見解を持っているのか聞いておきたいと思ひます。

答（税務） 先ほども申し上げましたが、この都市計画税ということござ都市計画事業費をですね、上回るような状況になれば検討も必要かと考えておりますが、現状ではそのような状況ではございせんので、税率の引き下げ等につきましては考えておりせんので御理解いただきたいと思ひます。

## 2款 地方譲与税

質 疑 な し

3 款 利子割交付金

質 疑 な し

4 款 配当割交付金

質 疑 な し

5 款 株式等譲渡所得割交付金

質 疑 な し

6 款 地方消費税交付金

問（13） 地方消費税が4,400万ほど減収になっていますが、これはどういう理由によるものなのか、お示してください。

答（財務評価） 地方消費税交付金の減額の理由という御質問でございますが、21年度予算のときに御説明をさせていただきましたが、21年度が、実は納付時期11月の末日が土日にかかるということで、21年度は13ヶ月分交付金が入ってくるんですが、22年度は平年ベースに戻りましたので、1ヶ月分少なくなるということが大きな理由でございます。若干、景気の動向もございますので、やはり減少傾向にあるということで御理解をいただきたいと思っております。

7 款 自動車取得税交付金

質 疑 な し

## 8 款 地方特例交付金

問（9） この地方特例交付金なんですけども、予測見込みとそれからどういった事業に主に使われるのかをお願いします。

答（財務評価） 地方特例交付金というのは何かといいますと、大きなものが従来から、児童手当が拡大になっております。その拡大分のいわゆる地方に対する財政支援という形の中で地方特例交付金というものが、交付されておるというものです。それとあと、いわゆる減収補てん分もございまして、住宅の借入金の特別控除が所得税から住民税に振りかわっておりますので、その辺の部分と自動車取得税交付金がいわゆるエコカーの問題で減税になっておりますので、こういうものが減収になっている分の財政支援ということに御理解をいただきたいと思っております。

## 9 款 地方交付税

質 疑 な し

## 10 款 交通安全対策特別交付金

質 疑 な し

## 11 款 分担金及び負担金

質 疑 な し

## 12 款 使用料及び手数料

問（5） 74、75ページのいきいき広場使用料のところでは質問させていただきます。さっきの総括質疑のところですね、マシンスタジオの更新については、市長のマニフェストの第一弾だというような答弁をいただ

いていると思いますけども、本事業のですね、考え方をですね、少しお聞かせ願いたいと思います。

答（地域福祉） まず、健康づくりの基本的な考え方ですが、いつも申し上げておりますとおり、自らの健康は自らが守るとというのが基本というふうに考えております。どんなにすばらしい健康づくり取り組める環境があっても最後は御自身が取り組むのか取り組まないのかというのは御自身が選択をされていく形になるかと思えます。ですけども、健康づくりに対する関心というのは年々高まっておりまして、こうしたことは、御夫婦や仲間同士が毎日ウォーキングで汗を流されているそんな光景に反映されているのかなというふうに思っております。健康づくりへの取り組み方もウォーキングですとか、グランドゴルフ、地域で行われております健康体操など身近に取り組めるものから会員制のスポーツクラブなどで本格的に取り組まれる方など、実にさまざまになっております。その他にも宅老所ですとか、まちづくり協議会で行われております公園清掃、こうしたボランティア活動に参加をされて自らの健康づくりに取り組んでみえる方など本当に多種多様な健康づくりへの取り組みというのが地域で行われておるのが現状です。要するに皆さん、それぞれ御自分にあった健康づくりを選択をされて健康づくりに取り組んでおられるというのが現状であります。こうしたことからいきいき広場のマシンスタジオを利用しました健康づくりの取り組みも多種多様な健康づくりの取り組みの一つとして私たちは考えております。そこで、私たちは市民の皆さんがそれぞれ御自分のスタイルにあった健康づくりに取り組んでいただけるよう応援をさせていただくことを市長がマニフェストに掲げられております、高齢者の健康づくりを応援しますを基本として考えております。

問（５） わかりました。今の答弁のように、自らの健康は自分で守るんだと、それから自分に合った健康づくりがそれぞれあるんだと、そしてそういうことに対して行政としてはそれぞれ支援をしていくということだと思っております。それから高齢者の健康づくりを応援しますということの基本的な考えはこれで理解をさせていただきましたけども、今回健康づ

くりの取り組みの多種多様な今、御説明のありましたような取り組みをされている団体や個人もあると思いますけども、今、なぜこのマシンスタジオ使用料負担金をです、負担をです、高齢者に求めているのかお答え願いたいと思います。

答（福祉部）　ただいま、グループリーダーが説明をさせていただきましたが、若干補足を加えながらお答えをしたいと思います。今回のこの高齢者の健康づくり応援事業というのは、高齢者の健康づくりに対しましてさらなる応援を行うという観点で実施をいたします。高齢者から100円をいただくというのが本来の目的ではございません。今、リーダーが申し上げましたとおり、健康づくりにつきましてはマシンスタジオで健康づくりを行ってみえる方、また地域で自主的にそれぞれの健康づくりを行ってみえる方、またまちづくり協議会だとかいろんな面で団体に入って活動をしておみえになる方、それぞれが自分たちの思考に合った健康づくりをされておるわけですが、私どもといたしましては、そうした全体の方を何とか健康づくりで応援していきたいという思いがございます。そういった意味から、実は、これはまだお示しをさせていただいておりませんが、高齢者の対しまして、いわゆるいきいき健康マイレージ、健康ポイント制度の導入をまず念頭に置いております。この事業というのは、具体的に申し上げますと、自ら健康づくりに積極的に取り組んでみえる高齢者の方々に対しまして、ポイントカードを付与いたします。そして高齢者の方々がそのそれぞれの健康づくり活動に対してポイントカードを付与しまして、一例ではございますが、マシンスタジオだとか、それからグラウンドといった公共施設で御利用をいただけるような制度にしたいなというふうに思っております。現段階ではこの制度の詳細につきましては、検討中でございます。制度が確定次第、予算化し、議員の皆様方にもお示しをさせていただきたいと思っております。また、100円の件でございますが、先の総括で答弁を申し上げましたが、マシンの機器の老朽化に伴う安全安心の確保、利用者のニーズに応えたものでございます。今後の機器の更新を利用者の方々に担保するという意味合いもでございます。一方で、ただいま

申し上げました、健康づくりマイレージこれを活用していただきますと、マシンスタジオでの利用に対するポイントが貯まります。さらに、マシンスタジオの利用者の方というのは、またいろいろな面で地域で健康づくりを行っておりますので、そこでのポイントがさらに加わるということで、健康づくりを楽しむほどよりまた楽しみが一つ増えてくるということになってまいります。こういった考え方で進めております。マシンスタジオにつきましては、老朽化した機器全部を更新をし、またエリアも拡大をしてまいりますので、利用者の方々におかれましては、気持ちよくそして楽しく汗を流していただければと、このように考えております。

問（５） わかりました。要約しますと１００円取るのが目的ではなくて、側面から、あらゆる面からですね高齢者の健康を支援していくよということで理解をさせていただきます。これは一部の方にはお話しましたけども、私も成人ドック、実はやりまして、栄養士さんですか、保健師さんですか、の方からですね、あなたは肥満だから健康をもう少し注意しなさい、食事療法を気をつけてやりなさいとかですね、血圧が高いからということですね、指導を受けました。そういったことを踏まえてですね、仮にマシンスタジオがありますよ、一緒に健康づくりやりませんかとかですね、そういうことも支援の１つなのかなと。今後そういったマシンスタジオ、病院、あるいはそれからいきいき広場の福祉、それからマシンスタジオと。そういった連携をしたですね、高齢者の方々に対する保健管理というんですかね、健康管理の支援をですね、側面から、全面からも支援をしていただきたいなと思っておりますので、理解いたしましたのでよろしくお願ひしたいと思ひます。これは自由討議が一つ入っておりますので、そのときしっかり、もう少しゆっくり自由討議していきたいなとそんなふうにお願ひいたしますのでお願ひいたします。

問（１４） ７４ページの私もいきいき広場の使用料ですけども、昨年と当初予算で比較しますと１００万ほど金額が上乗せをして計上されておりますけども、これは主たる増額されているのは、先ほど話がありましたように１００円の負担増という内容で理解していいのかどうか、その点はい

かがですか。

答（地域福祉） そのとおりであります。

問（14） だとすると、それは総括のときにも話が出ましたけども、高齢者の人が1,800人だったですかね、65歳以上の対象となる方がこれくらいの人で、収入としては180万増額として見込めると、かける100ですのでね、そうすると計上予算、計上されている金額というのは、かなり低め、80万ほどのね、差額が出てきますけども、これはどういうふうに理解しておいたらいいですか。

答（福祉部） この1,800人という話でございますが、実は、このマシスタジオにつきましては、7月1日から実施いたしますので、年間を通してではなくて9ヶ月分の計上をさせていただいております。実績で申し上げますならば、大体、延べ2万4,000人の方が年間利用されますので、その9カ月分ということで180万円を計上させていただいております。

問（14） この金額は昨年と比べると、昨年は470万ですよ、今回580万と。差額が100万円ほどということなんで、当初予算で100万円の違いがあるわけですね。昨年と比べますと。で、これは先ほど部長がいったような9カ月分云々という話とはね、金額的にも整合性がないというふうに理解しますがいかがですか。

答（福祉部） ただいま、先ほど申し上げましたのは、65歳以上の高齢者の方々の予算計上でございますが、21年度の実績見込みも行いまして、まず、64歳以下の方々につきましては、396万円を見込んでおりまして、65歳以上の方は180万円を見込んでおります。若干、64歳以下の方の御利用が減ってきておるのかなという実態を踏まえての予算計上でございます。

問（14） そのように理解をしておきたいと思えます。それから、これも先ほど話がありましたけども、今回の100円の負担65歳以上の高齢者に新たな負担を求めるというのは、高齢者の健康づくりを支援する一環だということが言われておるんですけども、じゃあ、無料だったときには高

齢者の健康づくりを支援していなかったのかと、裏返しのことも言えるわけですね。この点は、あなたたちはどういうふうに解釈するわけですか。今まで無料だって、マシンスタジオを使っておった人たちはね、高齢者の健康づくりの支援をしていなかったということになるわけですね。この点は、どういうふうに見解を持っているのかいかがですか。

答（福祉部） 私どもとしましてはですね、このマシンスタジオを無料で平成8年から開設してきておるわけですが、大変大きな役割を担ってきたなと思っております。平成8年の開設当時の利用者を調べましたら、2,500人ほどでございました。それが平成20年度の実績をみますと2万4,000人の方が御利用になっておるということで大変、このマシンを使っての健康づくりというのは支援を行えたというふうに考えております。ただ、今回の関係で申し上げますと、平成8年から設置してあります、機器につきましては、老朽化がまず著しいと。やはりちょっと危ないのではないかという声も利用者の方々からお声をいただいております、まず安全性を担保するという観点で、開設当時から設置してありますマシンがですね、残っておるのが26台くらいだと思っておりますが、21種類の26台ですかね、これを全部入れ替えさせていただきます。さらに、利用者がふえてまいりまして、高齢者の方々のその健康志向が高まってきてましていろいろな機械への要望もございます。そういった声も反映させて今回、機器を全面的に入れ替えさせていただくというものであります。

問（14） 無料でね、マシンスタジオを利用しておった時もこれは高齢者の健康づくりを応援してきたという認識に立ってるわけでしょ。今回100円徴収することに伴って、この徴収の負担の背景になっているのも、健康づくりだというのはね、話のすり替えなんですよ。今までも無料できちっと健康づくりに寄与してきたもんだから、100円取ることによって新たに健康づくりになるということじゃないわけですので、これはね、そこに理由づけをされるというのは私は筋違いだなというふうに思うんですね。つまりところは、これは本会議だったか、説明の時だったか知りませんが、つまりところは、今回100円を負担するというのは、受益と負

担の原則によるんだということを言っておるわけですから、そこが根本的なその狙いであって、だったらそういうことを言うべきですよ。とってつけたようなですね、100円取ることによって高齢者の健康づくりを推進するんだということにはならないわけですから、今までもきちっと無料でそういう役割を果たしてきたわけですからね、これはね、そういういい加減な理由づけ、提案理由をするというのは私は今後改めていただきたい、改めるべきだというふうに思います。いかがですか。

答（福祉部） 総括の時でも申し上げたんですが、当初構造改革の報告書が出された時点で、公平性の確保を図るという観点で当然そういった趣旨からの考えは持っておったということは申し上げました。しかし、今回のこの取り組みにつきましては、先ほど申し上げましたようにさらなる健康づくりを応援するという観点でございます。さらなる健康づくりへの付加をさせていただくという考えでありますので、よろしく申し上げます。

問（14） 負担を強めてね、健康づくりというのは今まで無料だったから、あそこを利用するという人も多いわけですよ。それが新たな負担をとることによって、あそこのマシンスタジオを利用しない人たちがふえてくるということにもつながる要因がここにあるわけですね。したがって、健康づくりに寄与する、さらなる健康づくりに寄与するというのはね、一概には言えない、そういう側面があることもですね、きちっと踏んでいただきたい、このことを認識を深めていただきたい、要請しておきたいというふうに思います。それから同じページの墓地の使用料ですけれども、これは枠どりという形で理解をしておりますけれども、現状、東霊苑、それからこもればの第2霊苑というんですかね、空き墓地というのはどういうふうになっているのか、満杯だというふうに仄聞しておりますけれども、現状どういうふうになっているのか。

答（市民生活） 御質問の市営墓地の状況でございますが、先の平成20年度の決算委員会でも御報告をさせていただいております。まず、高浜南霊苑が21年度4月には10個の空きがございました。その後販売が進みまして、平成21年9月6日にこの10個が完売いたしております。あと

高浜東霊苑と第2霊苑に3区画の返還がございました。そちらの区画につきましても、9月16日、10月23、29日に完売をいたしております。その後、本年の2月に高浜南霊苑に返還が1個ございました。こちらにつきましても今、2月に完売ということで、手持ちの全てを完売いたしておる状況でございます。

問（14） 市営墓地は全て空きがないという状況のようですが、この墓地を求めておる市民の方というのはこれからも生まれてくるわけですので、その方への対応というのが一定、行政としても持ち合わせておく必要があるなというふうに思うんですね。以前、私ども限られた土地ということもあるんで、例えば納骨堂みたいな形ね、当市独自の、あるいは斎園の関係で碧南市さんと一部事務組合で事業を行っているという関係もあるので、碧南市さんとのその協議の中で、その納骨堂かあるいは共同の墓地になるか、その要するにそういった施設をですね、つくっていく方向、あるいは当市独自に新たに第3の市営墓地をつくるという方向、いくつか考えられる施策があると思いますけども、この点ではその方向性としては、今度どういうふうな検討をしようとしているのか、また持ち合わせているのか、聞いておきたいと思います。

答（市民生活） ただいま、委員から御提言ありました納骨堂、碧南市との共同の施設、あるいは高浜市としての新設、いずれの計画につきましてもこれ公が、市が担っていくという状況でございます。従前からお答えしてますように、今後市として市営墓地という形でですね、整備していくこと、先ほど委員も言われましたが、13平方キロという狭隘な市域でございますので、そういったところも勘案しながら、現在のところはその考えは持ち合わせておらないというところでございます。

問（14） 当市独自ではそういう形での見解を持っているようですが、碧南市さんとこの協議をしていくというね、その考え方はどうなんですか。

答（市民生活） 協議というところでございますが、いずれにいたしましても、高浜市域であれば、先ほどの答弁のとおりでございます。碧南市の

市域のものを使わせていただけるということであれば、それは何かしらのことを検討ということに値するのかとどうかも踏まえて、御議論をさせていただきたいなと思っております。

問（13） 76ページの美術館使用料ですが、美術館というのは指定管理者になったと思うんですが、これはどういう関係で出てるのか。次に78ページのほうで、清掃手数料の中で可燃ごみ処理手数料が2,634万出てますが、昨年より若干ふえてますが、これは可燃ごみ袋だったかと思うんですが、今、どれぐらいの数が出ているのかどうかお示しいただきたいということと、次に都市計画手数料のその下のところで、屋外広告物許可手数料のところで、これどういうものがあてはまるのかお示しいただきたいと思います。

答（文化スポーツ） ただいま、美術館の使用料ということでございますが、この使用料の内訳といたしましては、レストランの部分、それとミュージアムショップがございます。そのミュージアムショップ、それからレストランに案内看板がございますが、その辺の使用料を計上してございます。

答（市民生活） 可燃ごみ処理手数料でございますが、2月末現在で2,056万2,300円という状況でございます。

答（都市整備） 屋外広告物の許可手数料なんですけど、道路なんかを走っているところですね、よく案内看板があるんですけど、そういった案内看板がですね、1年ごとに更新しますので、その更新分32件分と新規分を10件を手数料としていただいております。

問（13） そうしますと、この美術館の使用料の件ですが、レストランだとかミュージアムというのは指定管理者側じゃなくて市のほうに入ってくるという理解でいいのかどうか。屋外広告物ですが、1年間とおして広告がやってあるものについて、許可をしてお金をとるといったことなのかどうかお願いします。

答（文化スポーツ） ただいま御答弁をさせていただきました、レストラン等の部分につきましてはですね、行政財産の目的外使用ということで、

指定管理者側のほうの使用料のほうの中身には入ってございません。したがって、この部分の使用料につきましては、市のほうに入ってくるという状況でございます。

答（都市整備） 更新時期は1年と3年がありまして、3年の分が更新申請の対象となっております。あと新規分については、最初に3年間分をもらうことになっておりますのでよろしく申し上げます。

### 13款 国庫支出金

問（10） 81ページ、女性特有のがん検診推進事業費補助率が2分の1となっているが、平成21年度は全額が国庫補助であったかどうか、ちょっと教えていただきたいです。

答（保健福祉） 女性特有のがん検診事業につきましては、平成21年度分については、国の経済危機対策における未来への投資につながる子育て支援の一環として行われ、全額が国庫補助となっております。平成22年度につきましては、国において補助制度が大きく見直され、がん検診は健康増進法に基づく健康増進事業であると位置づけられ、国が2分の1、市町村が2分の1を負担することとなりましたことから、2分の1へと変更をさせていただくものです。

問（10） 補助率が変わったことはわかりましたけど、それでは高浜市における女性特有のがん検診の推進体制は平成22年度に向けて、変更はありますか。

答（保健福祉） 平成22年4月より刈谷豊田総合病院高浜分院において、総合健診、人間ドックを受診した際に、同時に子宮頸がん検診を受診できることとなります。受診を希望される方の利便性が向上すると考えておりますので、よろしく申し上げます。

問（1） 80ページ、13款2項2目ですね、母子家庭の自立支援給付金事業費補助金というのが増額になってるんですけども、これの増額になった理由を教えていただきたいんですけど。

休憩 午前 11 時 08 分

再開 午前 11 時 15 分

答（地域福祉） 先ほど母子自立支援給付金事業の補助金の関係ですが、これは母子家庭の方に資格取得をしていただく、それによって自立をしていただく際の高等技能訓練促進費等事業という予算を今回計上させていただいております。これが253万8,000円になりますが、これに対する補助金になります。

問（13） 80ページのところで、生活保護費のところに補助金でセーフティネット支援対策等事業費補助金が出てるんですが、その上にやっぱり社会福祉費補助金の関係でしょうか、セーフティネット支援対策等事業費補助金が1,922万1,000円出てるんですが、これはどういう、生活保護がセーフティネットになるということは言われてますが、どういう関係なのか、道路橋梁費の補助金で2,310万で地域活力基盤創造交付金というのが出てますが、もう1つこれほどこの橋か限定されているのか、そうじゃなくて全ての橋にかかってくるのかお示してください。

答（地域福祉） まず生活保護費のほうのセーフティネット支援対策費補助金の関係ですが、こちら中国残留邦人の方の日本語教室等の参加費に対する費用を補助する補助金になっております。もう1つのセーフティネットのほうにつきましては、安心生活創造事業、それから住宅手当緊急特別措置事業に対する住宅手当、それから生活保護費のレセプトのシステムの関係の補助金を予定をしております。

答（都市整備） 議員の言ったですね、橋が全部かという話なんですが、平成19年度から着手し、来年度22年度で完成する稗田川、前橋です。高取小学校南側にある橋ですが、事業費、要望額が4,200万の中の10分の5.5ということで、2,310万を歳入で入れております。

問（14） 78ページ、民生費国庫負担金の関係ですけども、子ども手当とそれから児童手当の関係ですけども、国の、民主党さんのマニフェストとのかかわりの中でお聞きをしておきたいと思っておりますけども、これは

22年、当該年度は1万3,000円の手当を支給すると、そもそもは2万6,000円だったですかね、1人あたり。いう中身でそれが当該年度については半額だという中で、この児童扶養手当というのが残されておるといことだと思いうんですけどね、この要するに地方に引き続き事業手当負担金としてね、負担が残されておるといことについて、何らかの形でその全国市長会だとか県市長会だとかね、いところでの負担が引き続き残されるい点での問題を取り上げて、具体的な行動いのは起こされてきたのかどうか、この点はいかがですか。

答（こども育成） まだ国、県等にアクションいことでございますけども、4月にございます、議長会のほうにも私どもとしましては、子ども手当の自治体負担、これを排除するいことでご要望していくつもりでおりますし、いんな形で全国市長会等々を通じて要望していくつもりでおりますので、よろしくお願います。

問（14） この平成22年度分については、これはもうはっきりしていなかった部分でね、予算編成作業してきたいふうに、事務屋としての苦労いのが推察しますけども、その時点から具体的に要望等いのはいんな団体、機関がありますから、具体的な形で話をとりまとめて、行動いのを起こしてきたのかどうか、今後の方向としては、引き続きいこうい負担にならないいことでの方向性は先ほど答弁あったように理解しますけども、当該年度ではいこういふうな行動を起こしたんですか。

答（こども育成） なにしろ急な話いのかですね、制度がその都度その都度変わってくるいことにございまして、他市との間でも共同で調整して、例えば6市会ですとか、いといったところでご要望していくい話までは、まだ制度の仮案が来たところですから、具体的にはちょっと行動が起こせなかったいことでございます。いづれにしても制度の決定後また来年度も引き続きいことでもありますので、自治体負担については、継続して今後要望していきたいいふうに思っております。

答（後藤副市長） 国のほうから今回の子ども手当の支給について、児童

手当を合わせて併給するというような、そういういろんな方針が出る中で全国市長会のほうからも直接国のほうへ、それについてはいかがなもんだというような内容のものについて、すでに申し出をしております。それについては、各市のほうにも全国市長会としてこのような要請をしていくという通知はいただいておりますので、そういった形で一定の国への働きかけというものはされているものと認識しております。

#### 1 4 款 県支出金

質 疑 な し

#### 1 5 款 財産収入

問（3） 89ページのところですけども、15款1項1目、財産貸付収入についてお聞きします。普通財産の減額ですけども、日本福祉大学高浜専門学校の閉校に伴う賃借料の減額かと思えますけども、大学の跡地利用計画について、12月議会以降の進捗状況をお聞かせいただきたいと思えます。

答（地域福祉） 12月議会のときに2階、3階を一体的にいきいき広場で使っていくということをお示しをさせていただきましたが、その際に4つの広場、福祉総合広場、子どもサポート広場、健康ひろば、まちづくり広場、この4つの広場について職員のほうとそれから日本福祉大学の事業室、それから社会福祉協議会の職員によりますタスクフォースを中心として、今詳細のほう詰めておるところであります。

問（3） 市長のマニフェストとして掲げられています、発達支援センターを跡地利用の中で検討しているということであったと思えますけども、その後の状況をお聞かせ願いたいと思えます。

答（地域福祉） 実は去る1月15日に発達障がいの支援に関して、先駆的に取り組んでおられます長野県の駒ヶ根市のほうを視察をさせていただいております。もう1つ、日本福祉大学の子ども発達学部の副学長のほう

とも大学側の協力体制についての協議のほうもさせていただいております。そうした中で、子どもの発達に関して、私たちがどういうふうに取り組んでいくのがいいのかというところで、少し考え方がまとまってきたわけですが、それぞれの発達の支援に関わる保育士ですとか教諭、地域のそれぞれの方たちがどういうかかわり方をしていけるといいのかという、そういった人材を育成していくところが一番、今、高浜市の発達支援に必要なことではないかということで、方向性のほう今、まとまりつつあるところではあります。そういったところで、今後も日本福祉大学のほうともその役割分担について協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

意（3） わかりました。いずれにしても高浜市が今、最も必要としている発達支援のニーズに応じた子ども発達支援センターが整備されることをお願いをしたいと思っておりますし、高浜版の地域包括ケアシステム、こういった部分の構築についてもお願いをしたいと思っております。

問（14） 今の点にちょっと関連しますけれども、発達支援センターの核となる部分ですね、これは一般質問でも以前取り上げましたけれども、その小児科医、あるいは精神科医ですかね、いうところのドクターの確保がね、やはり核となると思うんですけれども、この点では今、どういうふうな働きかけをしているのかというのが1つですね。それから事務的にいろいろ作業が進められているように今、答弁ありましたけれども、具体的に実施設計がいつごろに出てくるかと、あるいはその後のスケジュール的なことですね、これは現況どうなっているか、その点、お答えいただきたいと思っております。

答（福祉部） 医療の関係でございますが、実は今年に入りまして1月の段階で日本福祉大学として正式にですね、診療関係、そしてまたその医療に絡む訓練関係については、日本福祉大学のほうの役割ということで、執行役員会、あるいは常任理事会のほうでかけられて、その方針が出たということをお伺いをいたしております。その中で私どもとしましては、日本福祉大学さんの子ども発達学部、健康学部、また中央福祉専門学校といっ

たところとの連携を図って、人材育成等にも努めてまいりたいというふうに思っております。それから、具体的なスケジュールでございますが、ただいま先ほどリーダーのほうで申し上げましたように、その詳細につきまして人員配置だとか事業費だとかそういったものを今、細かい分野で検討させていただいております。5月末までには、細かい点を確定はさせていただきたいなというふうに思っております。

問（14） 今後のスケジュールの中で、そのセクション、セクションですね、議会側にも一定の資料を提示していただいてね、議会の声もですね、計画段階で反映できるようなそういう配慮をすべきだというふうに思いますけども、そういう考えは持ち合わせていますか。

答（福祉部） そういう細かいことが確定をしましたらですね、何らかの形、ペーパーに落としてお示しはさせていただきたいと思っております。

#### 16款 寄付金

質 疑 な し

#### 17款 繰入金

質 疑 な し

#### 18款 繰越金

質 疑 な し

#### 19款 諸収入

問（5） COP10の関連事業というのはですね、これは過日ありました杉浦敏和議員の一般質問の中の御答弁にありました、97ページのことです、これが173ページのイベント奏者謝礼ということで同額というこ

とで、選定にあたってのこの奏者への選定とこれは県のほうからですね、こういうイベントをやりたいからひとつ高浜市さんよろしくお願ひしますということで、この選定にあたったのかその点、ちょっとお聞きしたいと思います。

答（市民生活） COP10の関連事業交付金についてでございますが、先ほどもお話がありましたように愛・地球博を会場といたします、こちらへの参加に対する収入でございます。収入につきましては、27万6,000円ということで、後の歳出にもありますが、173ページ、高浜エコハウス事業の中で、COP10のイベント奏者謝礼ということで、同額の27万6,000円、こちらを計上させていただいております。この補助金につきましては、10分の10、財団法人愛知県市町村振興協会さんのほうからいただけるという状況でございます。関連イベントへの出演につきましては、当然のことながら愛知県のほうからのお話ございました。

問（5） 素晴らしい奏者だと聞いておりますけども、そうするとこのモリコロパークですか、ここでの演奏だけであって、こういう演奏を市内の人も聞きたいというのはそういう催しとか開催というのは予定してないのかどうか。

答（市民生活） 委員、お見込みのとおりでございます。

問（14） 94ページの8節と9節でお聞きをします。8節の幼稚園収入で夏季預かり保育利用料、それから9節の雑入で職員健康診断自己負担金、その内容について伺いたいと思います。

答（こども育成） 幼稚園収入、雑入の夏季預かり保育利用料でございますけども、これは今年度夏休みの期間にですね、8時30分から11時30分まで、幼稚園において預かり保育をしたものでございまして、1日200円で実施をいたしました。それを来年度も夏季実施するということの予算を上げております。

答（人事） 職員健康診断自己負担金でございますけども、これは定期健康診断の対象者、年齢でいいますと40歳未満になりますけども、こういった方が総合健診、これは50歳以上ですが、総合健診を受診した場合に

その差額を個人負担していただくものでございまして、1人7,000円の15人分を計上いたしております。

問（14） 幼稚園のほうですけれども、これはどこの幼稚園というふうではなくて、全ての幼稚園を対象にということですか。それから何人くらいを予定しておられるのかということと、それから健康診断のほうですけれども、これ他市の状況を把握しておいたら一度お聞きをしておきたいというふうに思うんですけれども、その2点だけお願いいたします。

答（こども育成） 見込み人数ということでございますけど、今年度の実績に基づきやっております。各4園で利用者278人を予定しておるものでございます。利用率としては45%程度予定しております。

答（人事） 他市の状況は確認をいたしておりません。

問（13） 同じところで、94ページ、6節の児童クラブ収入、児童クラブ利用保護者負担収入となっておりますが、これの子育て支援の面からいっても、母子家庭の免除とか低所得者の減免だとかそういうものが全然やられてないと思いますので、そういうの、ぜひやっていただきたいと思いますが、そういうのはどういうふうになっているのかということと、消防団員の退職報奨金となっておりますが、消防団を辞める場合に個人のところに入るようになっているのか、何人ぐらいの目安になっているのかお示してください。

答（こども育成） 児童クラブでございますけども、現在生活保護の免除はしておりますけども、それ以外の免除については考えておりません。実際に母子家庭等の方については、入会の時に加点をするような形で配点を高くしておりますし、それから受益と負担という考え方からも一定以上のこちらのほうで負担をするという考えは今、持ち合わせておりません。

答（危機管理） 消防団員退職報償金の計上でございますが、これにつきましてはですね、これは市に対する歳入ということでございまして、消防基金のほうから市のほうに支払われる収入ということで、この金額の算定につきましては、消防団員の退職予定者を想定しまして、その団員の階級、それから勤務年数、そういうものに応じて金額が定められております。そ

れに基づいて、357万6,000円ということで、計上をさせていただいております。

問（13） 消防団のほうはこれは何名ぐらいの予定になっているんですか。

答（危機管理） 団員19名ということで予定をしております。

## 20款 市債

質 疑 な し

休憩 午前11時39分

再開 午前11時41分

## 歳出

### 1款 議会費

質 疑 な し

### 2款 総務費

問（5） 103ページ、市民予算枠事業のところ、市長のマニフェストの中で掲げてみえます個人市民税の5%を市民予算枠でということで、この市民予算枠の制度のちょっと確認ですけど、制度の内容とこの4,900万の中身についてお聞かせ願いたいと思います。

答（地域政策） 行政が市民の皆様からお預かりした税を地域でより有効に役立てていただくために、個人市民税の5%の額ということで、市民予算枠としまして小学校区単位の課題解決や地域がやりたいという思いをかなえていただくということで、市民予算枠事業というのを創設いたしました。この市民予算枠の中で実施する事業としますのが、103ページ、市民予算枠事業の中の市民予算枠事業交付金、4,900万円とそして14

9 ページにあります、下のほうですが、子ども医療事業の中の星印がついておりますが、子ども医療費1割負担の無料化分ということで、5,350万9,000円、そして市の施策について提案をしていただく市民提案型、これが市民予算枠の中で実施する事業ということになっております。103 ページ、市民予算枠事業の中の市民予算枠事業交付金、4,900万につきましては、主要新規事業の概要を見ていただきますと、2ページの事業概要の欄にございますが、地域内分権推進型と協働推進型の2つの事業があると書いてありますが、地域内分権推進型といたしますが、昨年まで、今までの地域内分権推進事業交付金、これを拡大しまして、今まではまちづくり協議会だけだったんですが、まちづくり協議会と新たにまちづくり協議会の構成団体、町内会さんですとか、こういう団体も加えまして、地域の魅力アップですとか課題解決のために地域でやりますよとって提案していただく事業、そして協働推進型というのが、これは従来の協働事業のソフト事業にあたります。市に登録していただいた市民公益活動団体が市と協働してやりましょうと提案していただく事業ということになっております。先ほど申し上げました、市民提案型がどこにあるんだということなんですけれども、市民提案型につきましては提案内容によりまして、所管するグループですとか款項目が決まるものですから、当初予算では計上せずに、提案が出てきた段階で補正で対応したいというふうに考えております。

問(5) それでは同じところにですね、市民予算枠審査委員会委員謝礼、27万9,000円ですか、この委員の人数ですかね、人数をちょっと教えてください。

答(地域政策) 市民予算枠事業審査委員会の委員ですが、6名を予定しております。学識経験者3名と公募市民3名ということで考えております。

問(5) もう1つですね、121 ページに地域内分権推進事業交付金ということで、今回1,200万有余のお金が計上されておりますけども、若干昨年よりもですね、減ってるわけですけど、これは市民予算枠交付金へ組みかえたのかどうか説明をお願いいたしたいと思います。

答（地域政策） 昨年度までの地域内分権推進事業交付金、3,322万円でしたが、この中から各まちづくり協議会が地域の魅力アップですとか、課題解決のために地域が自らやりたい、あるいは行政が実施していない事業で地域が自発的にやりたいという事業、そういう事業につきましては市民予算枠事業のほうがよりふさわしいということで、103ページの市民予算枠事業交付金の中の地域内分権推進型として、一部組みかえをしております。一方、121ページの地域内分権推進事業交付金、1,286万5,000円につきましては、例えば公園清掃ですとか防犯パトロールのようにもともと市がやっていた事業でまちづくり協議会へ運営上の権限とか財源を移してやっていただく、こういうものを地域内分権推進事業交付金として残したものでございます。それぞれのまちづくり協議会へお渡しする交付金というのは、103ページの市民予算枠事業交付金の地域内分権推進型の分とそれから121ページの地域内分権推進事業交付金、これを合わせた額が各地域に行きますので、まちづくり協議会のほうへいくお金が減るよということではありません。

問（5） ありがとうございます。本当に新しい試みということで、協働推進型、地域内分権の推進型、新たに市民の提案型ということで、これからの高浜市を本当に皆さん方が背負っていく、皆さん方がこれを活用してですね、事業を推進していくという、本当に期待している分野だと思っておりますので、これからも御尽力いただきますようよろしくお願ひしたいと思ひます。

問（1） 当初予算の119ページ、2款1項19目、事業仕分けの件ですけども、市長のマニフェストの中に掲げられて、愛知県下で初めてとなる事業仕分けを実施するにあたり、まずその目的についてお伺ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

答（財務評価） まず事業仕分けの目的という御質問でござひますが、事業仕分けですが、本市が実施してござひます事務事業につきまして、市民とか外部の見識者を交えて、公開の場で議論をし、改めて事業の必要性や改善点などについてを検証いたしまして、市民との情報共有や行政の透明性

を確保するとともに、行財政改革の推進ができるものと考えております。その目的でございますが、私ども大きく3点ほどあるのではないかなと思っております。1つ目は市の事業を抽象論ではなくて、現場の視点で洗い直すことによって、その事業のあり方などを含めて行財政全体の再構築に結びつけること。2つ目といたしまして、事業仕分けを公開の場で行うということで、行政の事業を見える化をし、市民の皆様にも市の行っている事業内容を広く知っていただくこと。それと3つ目は公開の場で議論を通じて、職員に気づきをもたらすなど意識改革が期待できるということでございますので、よろしく願いいたします。

問（1） 総括の中の質疑に出てましたけども、仕分けの判定について、これを市民の判定人が行うということですけども、その理由についてお伺いしたいんですけども。

答（財務評価） 市民の判定人を採用するというところでございますが、これにつきましては、事業仕分けの目的にありますように、市の事業を現場の視点で洗い直すこと、つまり市の事情をよく知る市民の皆様が市民の目線で判定することが重要であると考えておりました。事業内容や議論を傍聴していただく中で市民の判定人の皆様方にそれぞれ判定していただくことによりまして、より市民の考えが直接反映されるという考え方を持っております。このことによりまして、市民判定人による判定方式を採用したいというふうに考えております。

問（1） 仕分けした結果、それをどうしていくのかというのが、やっぱり一番大事だと思うんですけども、事業仕分けは今後も継続していくかということをお伺いしたいなとその活用の仕方についてお答えいただきたいと思っております。

答（財務評価） 今の御質問の仕分けの結果の活用と今後も継続していくのかという御質問でございますが、事業仕分けの活用につきましては、結果ありきということではなくて、それに至る議論の中身や外部の方の客観的な視点を踏まえて、事業のあり方について、庁内で十分検討を重ねるとともに、仕分け内容の反映について、第三者委員会でチェックをしていた

だき、その実効性について担保していきたいというふうに考えております。また、今後の継続についてでございますが、今回の事業の仕分けを踏まえまして、手法等についても十分検証する必要があるのではないかと考えております。選定過程でやはり対象外となったり、効果が不明なものについてもやはり検討しなくてはならないんだらうというふうに考えておりますので、皆様方からの御意見を伺いながら継続については今後検討してまいりたいと考えております。

問（１）　そもそも論に戻って申し訳ないんですけども、今、総合計画やってる中でも到達点、目標の達成度という話がよく出てきてます。非常にいいことだと思うんですけども、今回の事業仕分け、続けるにしても何をもってこの事業仕分けは有効であったかどうか判断するところの基準、これを教えていただきたいのと、事業仕分けの到達点、継続していったら、ずっとこれを繰り返してれば、ある意味変化してこないといけないと思うんですけども、どこのレベルまで達したときに、その事業仕分けのない事業がうまくいったということと判断されるかということと最後に教えてください。

答（地域協働部長）　今の御質問というのは事業仕分けの有効性とその到達点という御質問でございますけれども、まず今回の事業仕分けにつきましては、今、財務評価グループリーダーも答弁をさせていただいておりますけれども、事務事業の目的を達成する手段として現場での予算の使われ方の有効性や効率性を外部の視点を取り入れてさまざまな角度から御議論をいただきたいというふうに考えておるわけでございます。では、その事業仕分けの有効性ということでもありますけれども、大きくは2つあるかと思っています。それはまず1点目は先ほどから申し上げております、見える化でございます。事業の選定から仕分け、結果の活用までの過程を全て公開をすることによりまして、事務事業内容等の見える化を図りまして、市民の皆様幅広く知っていただくことを目的にしておるということとでございます。少子高齢化、それから住民ニーズもですね、複雑多様化をしてきておりまして、これらふえ続ける公共ニーズに対応するには、あれも

これもということではなくて、あれかこれかを選択しなければならない、そういう時代であるということをごひとも市民の皆様にも御理解をいただき、そういうチャンスであろうというふうに思っております。2つ目ですが、これは職員の意識改革ということであろうかと思っております。この仕分けをきっかけとしまして、いわゆる前例踏襲、これまでやってきた事務事業を何の疑問も持たずに今後もやっていいのかどうか、そうではなくて、改めてそもそも事業の目的は何であったのか、あるいは効果等を改めて見直す機会というふうになります。このプロセスにおいて、職員にとって政策立案能力の向上など、職員力を高める効果もあるのではないのかと、今、期待をしております。それとこれは大変ちょっと重い内容ですが、到達点ということをございますけれども、今回の仕分けでは市民目線による事業の見直しを始め、市民への事業の見える化、それと職員の意識改革などいくつかの有形、無形の効果が見込まれます。その効果が波及をすることによりまして、市が実施をしております、事業全般の有効性あるいは効率性を高めまして、さらに市民参画を含めた市の仕組みとそのものの再構築のきっかけとなって、健全な行財政運営につながればというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

問（1） 非常にいいことだとは思いますが、市民の目線でいろいろ提言いただいたとして、それを全て実現するという気にはやるとするのは、非常に難しい問題がいろいろ出てくると思います。ですから1つずつスパイラルアップという言葉がよく出てきますけれども、課題を明快にして、そこのレベル1つずつ上げるようなそういう活動につなげていただければいいのかなと思いますので、期待しておりますけれども、あまりやりすぎて変な形にならないということだけを気をつけていただければなと思いますので、よろしくお願いたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 0時56分

問（９） ３点ほどお願いいたします。２款１項１２目の企画費の１１３ページ、総合行政推進事業についてですけれども、これ全般的に４５％くらいですか、上がっていますね。総合計画の作成委託料とか、市民アドバイザー謝礼とか。全般に第６次総合計画に向かって上がっていると思うんですけれども、その中で臨時賃金が発生したと思いますけれども、そこら辺とか、総合計画の策定料の値上げのその委託料の理由とかをお願いいたします。２点目が、２款１項１８目の１１７ページ、防災活動事業の耐震まちづくり青少年啓発事業講師謝礼とありますけれども、この青少年啓発事業と銘打って耐震をやるわけですけれども、こういった内容でやられるのかということ、それからあと、２款１項１８目の１１９ページ新規事業にもありましたけど、ＮＴＴドコモのエリアメールについてですけれども、私、あまりよくわからないんですけれども、他の事業者にこういったサービスがあるのか、導入に際し、もしあるとしたら他の他社との比較検討をなされたのか、以上３点についてお願いいたします。

答（地域政策） 総合行政推進事業の中の臨時職員の賃金につきましては、これは総合計画の策定にかかる臨時職員ということで仕事の中身は、新たにこの市民会議を立ち上げましたので、１５０人体制の資料づくりですとか、先日行いましたワールド・カフェの資料の取りまとめ等を行ってもらった臨時職員となっております。それから委託料のアップの理由につきましては、２２年度はいよいよ総合計画のでき上がる年ということで総合計画の冊子の印刷等を行いますので、昨年比べて大幅なアップとなっております。

答（危機管理） それでは、防災関係でございます。まず、耐震まちづくり青少年啓発事業でございます。その内容ということでございますが、こちらにつきましては市内の小学校の高学年、だいたい今までですと、５年生、６年生ということで実施しておりますが、まず１つはですね、子どもさんに防災、特にその耐震の必要性ということをまず理解していただきたい。それから子どもさんがですね、そういうことを学校で学んで家庭で話題にすることによってですね、家庭においてもそういう耐震、それから

防災ということについての意識を持っていただくような形をとっていきたいということで平成20年度にモデル事業といたしまして始めて、今年度それから来年度と行っていくわけですが、市内の建築士の方、これにつきましては、県のほうです、授業として行うということでそれなりの講習、研修を受けまして、そういう勉強をしていただいた建築士の方に講師をお願いして、大体学校の授業として2時間、1時間がパワーポイント等を使った座学、もう1時間がですね、ストローを使ったストローハウスというですね、というものをつくるんですが、それをつくることによってですね、構造的なといいますか、耐震補強すると建物が丈夫になるんだよということを実地で理解していただくという内容でございます、市内5校で新年度についても行ってまいりたいというふうに考えております。それから、エリアメールの関係でございますが、現在このエリアメールの内容、要するに、特に登録を必要とせず、その会社の携帯電話に対してですね、一斉に防災情報等を通知する、このシステムをやっておりますのは、NTTドコモのみということで、他社でもやっていただけるといいなというふうには思うんですが、現在のところは、NTTドコモのみということでございます。

問（9） 耐震まちづくり青少年啓発事業についてですが、もう1点お聞きしたいんですが、講師の方が市内の建築事業者さんということで理解して、青少年と書いてあるのでもう少し大きな人が対象かなと思ったんですが、小学高学年ということなので、そこら辺の座学1時間、実技1時間というふうで勉強は当然されている、そういうシステムとかあるわけですかね。教えられるノウハウについて。

答（危機管理） この内容につきましてはですね、愛知県が中心となりまして、教科書をつくっております。それでその教科書につきましては小学生用、それから中学生用、それからもう少し小さい、親が子どもに読み聞かせるような形のもの、3種類がございますが、私ども高浜市においては、現在のところ小学生を対象にやっているということでございます。

問（13） 103ページお願いします。市民活動運営事業の中で市民公

益活動支援事業、NPO法人設立支援事業交付金というのと協働事業ハード整備費交付金というのがありますが、この2つについて説明をお願いしたいんですがNPOについては、減額になってますし、この辺りのどういうものに交付するのか、その点でお願いします。

答（地域政策） NPO法人設立支援事業交付金ということで、これはNPO法人の設立を促進することにより協働事業のパートナーを育成するんだという目的でボランティア団体ですとかが、NPO法人の認証を取得するときにはいろいろと費用がかかるものですから、この費用を助成するというので、1団体につき10万円を上限でお出しするものでございます。これにつきましては、先日のりのりフットワークの会さんのほうが設立総会をされているものですから、これから登記に向けていろいろ準備されるというお話も聞いておりますので、10万円ということで計上させていただきました。下の協働事業ハード整備費交付金につきましては、これは市民公益団体等が活動をしながらかハードが必要になってきたということで、より市民活動を活発にするためにハードを整備されるという場合に上限500万ということでお出しするものでございます。21年度につきましては、宝満寺の吉浜細工人形館とかそれから人形小路一番館の整備事業に充てております。この2,095万円につきましては、1団体500万円が上限ということなんですけども、これは、もともと5,000万円という国からいただいたお金の枠がございましたので、その枠の残りということで22年度については2,095万円の計上がされております。

問（13） このNPO法人のほうについて、のりのりフットワークについては費用は助成をしたんでしょうか。昨年度はどういうのがほかにあったのかどうかということと、それから協働事業のほうですが、これ上限が500万ということで例えばこれがなくなった場合に、どのようにされる予定なのか、それをお示しく下さい。

答（地域政策） 登記されたかどうかということですが、登記をされる年度に交付金としてお渡しするということですので、今、準備を進められて、来年度登記される予定ということなので、来年度お出しするというもので

す。ハード整備につきましては、当初立ち上げたときに総額5,000万円の範囲内で、平成20年度から平成22年度までの3年間での実施を予定しており、総額5,000万円に達した時点で終了だよということになっておりますので、なくなり次第終わりということです。

問（13） NPOのほうですが、これはこれからという予定だということですが、去年はどのようなのがあったのか、それもお示してください。

答（地域政策） 昨年度、今年度は実績としてはございませんでした。

問（13） ページ105ページですが、定員適正化事業949万の中で臨時職員が390万7,000千円入っていますが、これは若干増になっているかと思うんですが、これの内容とそれからページ112ページ、広域行政費のところの名鉄三河線複線化促進期成同盟会負担金1万円というのがありますが、複線化の見通しがあるのかどうか、もう碧南から向こうはなくなって、西尾市なんかは高架通れるようにしたのに通らなかったということだからかなりこの1万円というのもちょっと矛盾しているなと気がいたしますがどうでしょう。

答（人事） 最初に臨時職員賃金の件でございます。この賃金につきましては、3人の6カ月分の賃金を計上いたしておりますけども、委員おっしゃるように昨年度に比べまして57万円ほど増になっております。この57万円の増は、3人のうち1人を保健師を予定しておるがための増ということでございます。

答（地域政策） 名鉄三河線複線化の可能性、見通しがあるのかどうかということなんですけども、実際名前が名鉄三河線複線化促進期成同盟会という名前になっておるんですが、実は活動の内容をみますと複線化促進ということよりも利用促進を図っていかないと、委員おっしゃるように廃線になったら困るというような危機感もありまして、実際に活動としましては、今年度ですと、例えば、環境にもやさしい名鉄電車を利用しましょうというようなティッシュを配ったり、啓蒙活動に努めておりますので御理解をいただきたいと思っております。

問（13） そのすぐ下ですが、リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同

盟会というのと、中部国際空港連絡鉄道建設促進協議会負担金、これは金額は少しですけども、こういう期成同盟会が国の中でも無駄使いが非常に批判があるのにどんどん進めていってしまうもとなっているのではないかと思うんですが、これらについてほんとに無批判にね、参加することは問題があると思うんですが、どのような検討がされているのか、お願いします。

答（地域政策） まず最初にリニアのほうなんですけども、先日国土交通省の交通政策審議会というのが3月3日の日ですが、初会合が開かれたという新聞報道がございました。計画の安全性ですとか、採算性、ルートなどがこれから審議をされていくということでございます。この審議の期間についても1年から2年に及ぶ可能性もあるということですので、私どもとしては、推移を見守っていきたいというふうに考えております。それから中部国際空港連絡鉄道のほうですが、これは実は5月の幹事会の際にですね、建設促進というよりは、空港バスの利用促進を図っていくことを検討できないかということで提案申し上げた経緯がございます。ですので、今後もせつかくある協議会ですので有意義な会になるよう提案していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

問（13） リニアですが計画の安全性なんかについてというお話ありましたけど、国がね、すごい借金になってしまって、どうするんだということが今、言われていますけども、これはすぐには解決しないといえますか、政権が変わっても、また大分難儀をしているというか、そういうときにこういう無駄使いをするようなもとなるような事業をどんどん進めていくようなことは、本当に国の借金を増やしていく協力をしていくようなことになると思いますのでこういうのは本当にやめて、期成同盟会の負担金は払うべきではないと思うんですが、それと、124ページ2款3項ですね、住民基本台帳ネットワークシステム事業ですが、どれくらい利用が進んでいるのか、カードが何枚くらい出たのか、そういう点、まずお願いします。

答（地域政策） リニア中央新幹線の件でございますが、大阪まで開業すれば3大都市圏といわれるものが、1、2時間で結ばれるようになるとい

うことで、人口7,000万人規模の、想像もできないような一大エリアができ上がるのではないか、そんなことも言われております。まちづくりにとっても非常に大きなインパクトがあると考えておりますので、繰り返しになりますが、推移を見守っていきたいということで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

答（市民窓口） 住基カードの発行状況というお話でございます。平成21年度におきましてはこれまでに133枚が出ております。累計といたしましては、790枚ということになっております。

問（13） リニアの話ですが、何でも早く行けばいいというものではなくて、今あちこちで、例えば観光地で道路がどんどんできてしまっ、お客さんが通り過ぎてしまっ、泊まってくれるお客さんが減ってしまったという観光地の、見て通っ、いっ、泊まっ、お客さんが楽しんでいくというよう、なとこがなくなっ、というよう、な話もときどき出ますけども、本当にそういう問題もありまっ、国が大きな借金を抱えているときにどんどんふやすよう、なことはやめるべきだと思っ、ます。それから住民基本台帳の件ですが、屋敷町の方が、お話もちょっとしまっ、けども、個人情報保護ということが非常に強く言われている中で、屋敷町の一部のところを、ある農協の関係の本だと思っ、たんですが、調べたいからということで、何か調査をされたそう、ですが、個人情報保護ということが強く言われている中で、そういうのが本当に許されるのかどうかという質問をいただきまっ、して、担当と話をしまっ、した。そういう点で、きちっ、と返事をしていただくよう、にしていただかないと、市民のほうは迷っ、ますし、どうなんだという、ことがありまっ、すので、ぜひそういう点で注意をしていただっ、きたいということと、情報の漏洩問題なんかよく言われているけども、そういう点ではいいのかどうか、お願っ、いします。

答（市民窓口） 個人情報保護の関係でござっ、いますけども、前段でのお話という、のは恐らくアンケート調査の関係での住民基本台帳の写しの閲覧の関係であろ、うというふう、に思っ、ますが、私どももです、ね、閲覧制度については、法令等の規定にのっ、とって、その調査の内容、あるいは、公益性、

公共性それから、調査をされる実施主体、こういったものを総合的に勘案させていただきまして、安易に閲覧の許可をしておるということではございませんので、その辺を御理解を賜りたいと思います。それと住基ネットワークの安全性という問題でございますけども、これにつきましては、制度面、技術面、運用面などあらゆる面で対策がとられておるというふうに考えておりますので、安全であるこのように理解をいたしております。

問（14） 102ページ、1項3目ですね、市民予算枠事業でお聞きをしたいと思います。ここへきてようやく、その制度設計の概要がね、みえてきておりますけども、その上に立ってお聞きをしておきたいと思っておりますけども、一つは、5%ですね、個人市民税の5%を財源とするということで計上されておりますけども、5%にしたその根拠というか、考え方ですね、これはどういったところにあるのかというのを、まずお聞きをしておきたいと思っております。

答（地域政策） まず、5%の枠を設けたということですが、5%という枠を設けることによって、まず市民予算枠事業というのが市民のやりたい思いを実現していただくということではじまった事業なんですけど、この5%という枠の中で市民の皆さんに税金の使い道を考えながら、自分たちのやりたいことを実現するというということを考えていただくというのが大きなこととしてあります。

問（14） よく理解できませんけども、10%でもいいよ、20%でもいいよということにもなるわけですね。で、そこを初年度ということでは5%ということにしたのかよくわかりませんが、それ、市長の思いもその中にあるというふうに思いますが、市長、この点ではどういうふうな見解をもっているのか聞いておきたいと思っております。

答（市長） 確かにおっしゃるとおりですね、どのくらい皆さんにお任せをしていくのかというのが1つの考え方ですね。その中に実は子どもの医療費の部分を含めさせていただきました。これが想定されるところが5、6千万あるだろうという中でですね、5つのまち協さん、それぞれの今までの事業も含んでいますので、その金額がですね、どの程度にいくかなと

いう中ですね、今までの1%の中ではですね、自由度が非常に少なかったということで、これを仮に10%までもって行ってしまって、その使い道を全部お任せするといったときにですね、多分、そこまで考え方が出ないだろうと。まず、皆さんのお気持ちの反映できる金額をどこに設定するかという中で5%枠というのは、子ども医療費との兼ね合いで同額程度くらいが残るであろうという想定の中で出させていただきました。子ども医療費とほぼ同じくらいになると思いますね。割合とすれば。

問（14） そうすると、これは子ども医療費との関わりもありますけども、5%というのは固定化されたものではないという考え方でいいのかどうかね。それは先ほども言ったように10%にもなりうるし、あるいはその20%にもなりうるということでの理解をしておっていいのかどうかと。

答（市長） おっしゃるとおりだと思います。これは国と地方の関係も同じなんですけど、高浜市と地域の関係も同じですね、どういうふうにもその地域の考え方が実現されてきて、それが公益性ということと考え合わせてですね、適当であれば本来であれば地域計画、地域予算というようなことを考えていくのが本当だと思うんですよね。いってみれば、市がやるべきことがきちんと線引きできるのであればそういうところに行くのかなと。ただ、今、一足飛びにそこを狙うのではなくてですね、まずどのくらい、本当に皆さんがどういうふうにご考えていただけるのかという中で、お考えを実現していくためにどの程度まず、予算づけをすべきかなという中でですね、考えさせていただきましたので、その後ですね、使い道、それからどういう事業が上がってくるのか、どういうふうにご審査をされていくのか、どういう経過を得てですね、事業が出てくるのか、こういうのを考え合わせた上でその5%というのをどうするかということをもたまたま考えてまいりたいと思っております。

問（14） 交付金の地域の配分の仕方について聞きたいんですけども、これはどういうふうな配分という方法をとるのかね、その点はいかがですか。

答（地域政策） 実は配分の仕方というのは、どこどこのまちづくり協議

会はいくらですよというような枠を設けて配分するという考え方は持っておりません。ですので、地域の中で話し合っ、小学校区単位の課題解決等のために、決めていただいた金額、これにはまちづくり協議会の特派員も入りますので、5%の総額というのがわかっておりますので、その中で地域のほうで相談していただく、あるいは金額を決めていただきたいというふうに考えております。

問（14） その点は地域の自主性を促進するという意味では、わからない部分はないですけども、しかし、ややもすると、そのことが新たなね、地域間のその格差を生んでいくという要因にもなりうるんですね。あり方によっては。だからこの点はかなり神経を使って、その手上げ方式で必要な補助金を交付するよというだけではね、先ほど言ったようなその地域間の新たな格差を生むということも懸念されるんで、その解消のための手立てというんですかね、これは何か方策としては考えておるのかどうか。

答（地域政策） 格差を生むというような考え方は、実は持っておりませんで、例えばですね、今は1つの地域が交付金を使っていい事業をすることがありましたら、例えばまた交付金を使って、そのまちづくり協議会がまた同じような事業をしていく横展開が図っていければ、レベル的にも上がっていくだろうというふうに考えております。

問（14） 結果としてね、地域間競争を生む素地というんですかね、懸念というのが先ほどいった交付金の支給の仕方ではやはり払拭されないですね。地域の温度差によってもいろいろ課題というのを積極的に取り上げてね、で、申請しようということになるところもあれば、そうじゃない地域というのも当然のこととしてあるわけですので、それが結果として先ほど言ったような地域間の格差の広がりということが、包含されている。懸念の1つの材料として私は見えてくるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、これは初めてのね、ケースということでそこら辺まで踏み込んで対話というのは想定しにくい部分があるかもしれませんがやはりそれは一定の時期を捉えて検証をすると、その検証の結果是正が必要だということになれば、交付金の支給のあり方についてもぜひ改善を要請し

ておきたいというふうに思います。それからもう1つは、先ほども話がちょっとありましたけども、この種の類似の交付金というのが既存の制度の中にあるわけですね、地域内分権推進事業なんかもその1つですけども、その既存の交付金と今回のこの市民枠予算との住み分けですね、ここがよくわかりづらい部分というのがあるんですね。例えばこの新規事業の概要の説明で地域内分権推進型、協働推進型それぞれ項目として分かれておりますけども、これは既存の地域内分権の交付事業との関わりでだぶる部分があるように考えられるんですけどもその辺りの住み分けというのがよくわからないので、一度整理をしながら説明を求めたいというふうに思います。

答（地域政策） 昨年度までの地域内分権推進事業交付金これは121ページのものなんですけども、実は3,322万円ありました。これで一括して昨年まではまちづくり協議会へ交付金としてお出していたんですけども、この中には実は公園清掃のように今まで市がやっていたものを受けていただいた部分と地域が独自で考えた部分、例えば高齢者のいきがい事業ですとか、そういう部分と2本立てでありました。で、地域で独自で地域がやりたいよといった部分につきましては今回立ち上げた市民予算枠事業のほうがよりふさわしいだろう、市民予算枠のほうへ入れたほうがより幅が、枠が広がり、使い勝手がいいだろうということで、今回この部分を額で見ると減額になっていますが、市民予算枠のほうへ入れまして地域内分権推進型ということにさせていただいております。

問（14） その点ではね、私、使い勝手のことを考えるんですけども、それぞれ柱を設けて交付補助申請型、上がってくれば交付をするよというやり方でいきますと住み分けがきちっとできない部分なんかも事業の中にはあるものはあるわけで、そうすると使い勝手が悪い交付金だなと地域の皆さんたちには感じるわけですね。だから私はできればせつかくその地域分権をさらに推進していこうということであるならば使い勝手に判断を迷ったりね、あるいは躊躇するということにならないような従来型の交付金一本というんですか、整理統合してですね、使い勝手のいいと地域でいろ

いろ裁量権発揮できて詮索ができると。あるいはその弾力性が持たされた使い勝手になるよというようなことがね、盛り込まれたような交付金の中身にすることのほうがやはり交付金をもって使う側にとってみると、非常にそのやりやすいというんですかね、ということにもなるんで、そういう方向にやはりもっていくべきではないのかなということ思うんですね。これはまだ新しく事業を始めていくということでスタートしますんで、あまり深入りはしませんけども、そういう現時点で考えられる部分をね、整理してみるとそういうこともあるんで、ぜひこれは先ほどの話と同じように時期を捉えて検証をしてですね、改善の余地があるということであるならば、ぜひその方向での取り組みにあたっていただきたい要望しておきたいというふうに思います。それからもう1つは先ほど市長が言った子ども医療費の関係ですね。これはね、私は、問題だなというふうに思うんですね。究極の話、子ども医療費に多額のお金がかかってしまうと、地域で使いたいというお金、その事業を計画を立てて、そのための予算の手立てをしようにも子ども医療費で全部消えてしまうよと結果としてね、地域内分権型の事業もあるいはその協働推進型の事業もでき得ないということになるんですね。だからこれはねリンクさせることそのものが問題なんだと。これはリンクさせてはいけないと私はそう思うんですね。というのは片やこれは子育て支援の一環でやっているわけだから、片や地域内分権のいろんな課題を推進していこうと考えられたそれぞれ違った事業をあえてここでリンクさせるところに私無理があると思うんですね。そういうリンクはすべきではないというのが僕の考え方なんだけども、それはなぜかというところ、そういった趣旨が生かされないということと、もう一つは地域によっては先ほど全市的にそれぞれの地域との格差が生じかねないという懸念があることを指摘しましたけども、同時にねこのことは地域住民の中でやっぱりトラブルを生み出す一つの要因になるんですね。従来良好なお隣同士の関係がですね、あなたのところの子どもは病院ばかり行ってるからね、お金がかさんでしょうがないと平たく言えば、そういうふうで何とかならんかというようなことにも話が進んでいくんですね。それは住民間で新たな

問題を生じる要因の姿なんです。リンクさせるというのは。だからそうあってはいけないものだからぜひこれは直ちにですね、リンクさせない考え方で検証してというのはみえている話ですので、直ちにリンクさせない方策にやっぱり転換すべきだというふうに思います。いかがですか。

答（市長） 子どもの医療費はですね、こういう時期だから私も子どもの医療費の無料化をさせていただいたということは申し上げておるわけですが、これは前から申し上げているようにですね、皆さんの御意見を伺った中でですね、最初から無料化でやろうというふうに思ったわけではないんですよ。一番は、今の償還払いのやり方が非常に不評であった部分がありましてですね、こういう時期なのに皆さんに伺うとですね、窓口1割負担なら結構ですよというような声が結構多かったんですよ。何百人、何千人というふうに聞いたわけではないですが、かなりの方にいろいろ直接お話をさせていただいた中で。では、実際そういうことが可能なのかということですね、不可能だと。ぼぼ不可能だということで、どうしたらいいんだろうということですね、ぜひ、子どもの医療費の軽減はしてあげたいという中で、受益者負担というのはどういう考え方かということも議会でも御説明をさせていただいたんですが、それは、使う方が、要は皆さんの税だから使う方が、その税を使って自分がサービスを特定の人を受けているよということを理解していただくという部分がいわゆる受益者負担の1つの考え方ですね。それは他の税を払っている方がどう、それを認めていくかということにつながるわけです。少なくともその1割部分だけは、皆さんの使える中に入れさせていただくという中でですね、やはりリンクを図るべきだなというのが。もし仮に、5%の枠も、私、5%にはとらわれませんよと申し上げておるわけですが、医療費がどんどん増えたら5%をどんどんふやしていくということにすることもこれはよくないだろうと。それは地域のその活動に合わせてですね、やはりその流動性はありますけど、1つの枠を設けて、まずは5%という枠の中でお考えいただくと。ところが実際やってみたら医療がどーんと膨らんでしまってますね、今まで継続していてこれは皆さんいいなと思った事業がそこからもはみ出ていく

ようなことがあった場合は、またそこで考えなければいけないのかなというふうに思いますが、まずは皆さんの御理解を得るためにはそういう形をしていくべきだろうと思っていますので、リンクを外すという考えはありません。

問（14） いろいろな問題がね、これからスタートすることによって発生するということは、考えられるわけなんで、先ほどいったような点はね、ぜひ大変大きな問題としてありますので、リンクさせないことを初めとして、再検討を求めておきたいというふうに思います。つまりところ、医療費、子どもの医療費の抑制というのが、その根底にあることも理解をしますけども、しかし、遊びがてらね、お医者さんにかかって医療費で迷惑をかけるという子を持つ親というのは一人もいないわけで、必要に迫られて医療機関にかかって、そして健康を取り戻してしっかりした体力を回復するということはね、むしろ抑制をすることによってそれが阻害されていくということにもなりますので、そういうことにならないためにもリンクはさせるべきではないと改めて指摘をしておきたいと思います。それから110ページ。1項の11目ですね、庁舎のテレビ電波障害予測調査委託料。この内容についてお聞きをしたいと思います。

答（行政契約） これにつきましては、現在、アナログ対応につきまして、電波障害が発生している地域について、共聴アンテナ等で対応しておるわけですが、今回地デジに移行することに伴いまして、地デジにどれくらいの電波障害があるかということ調査させていただくものでございます。

問（14） 私どもの提案でね、調査をしていただくということで、私は考えておりますけども、それは是としますけども、しかしながらですね、地デジへの移行が500日ですかねになったという状況で、この対応をするということなんですけども、それで要は聞いておきたいのは、これはなぜ地方自治体が、当市がですね、委託料を払ってまでしてですね、調査をしないとイケないのかというところ。これは何か、例えば県、あるいはその他のかかる機関に問合せをして独自で委託料を組んだということなんで

すか。いかがですか。

答（行政契約） なぜ市が、この委託料をもつのかということでございますけれども、その原因が市庁舎の建物が原因でありますれば、それに対する対策については市のほうで講じていく必要があるという考え方によるものでございます。

問（14） これはそもそもが、国がやる事業ですよ、したがってその原因者というのは国にあるわけですので、国が負担をして当然ということ指摘をしておきたいというふうに思うんですね。で、この点では2月の26日の衆議院の予算委員会の分科会でこの問題取り上げられましてね、我が党の議員が取り上げたんですけれども、その際に受信状況の調査を国の責任で行うことが明らかになったということなんですね。これは原口総務相が答弁をした内容からそういえるんですけど、つまりですね、テレビの受信支援センターというのがありますけどね、ここに問合せをすれば、そこが窓口となって電波障害の問題に対応するということが受信の状況調査については先ほど言った支援センターが無償で実施をするということが国会答弁の中で明らかになっているんですね。したがって、これは予算編成の過程でこういうふうに委託料として計上されたというふうに思いますけれども、今日の時点ではこの委託料というのは発生しないというのがね、一般的な見解にもなっているわけですので、ぜひ、先ほど言ったテレビ受信者支援センターが窓口になっておりますので、早急に問合せをされてですね、しかるべき対応を求めたいというふうに思いますけれども、その対応をお聞きをしておきたいと思います。

答（行政契約） 2月26日の議会答弁ということでそのことは承知しておりませんでしたけれども、それが国の負担ということになってまいりますれば、予算のほうもそれに対応した形になろうかと思えます。また、受信支援センターにつきましては、一度問合せをさせていただきたいと思えます。

問（14） 116ページの1項の17目ですね、窓口業務委託料、何回かお聞きをしておるところですけども、これ、窓口業務委託料の内訳につ

いてこれは前年と比較をしますと伸びておる内容になっておりますのでお聞きをしておきたいと思えます。

答（市民生活） 委託料につきましては、前年度比102万2,000円の増額になってございます。実は、平成21年度当初予算850万円をお願いをしておりました。この850万円というのはですね、委託しておる高浜総合サービスさんが相当金銭面で努力をしていただいております。次年度もということをお願いをさせていただいたんですけども、若干ちょっと難しいであろうということになっております。なお、平成21年度は850万円でしたが、平成20年度予算におきましては961万8,000円ということでこの水準に戻るといような理解をしております。

問（14） この委託料の内訳で例えば、契約単価ですね、人件費の部分、日給だとか、あるいは時給だとか、年収だとか。そういった内訳的にはどうなっているのかというのが1つですね。それから、これ窓口業務、要するに、答弁された市民生活グループのところでは答弁されたんでわからなかった、加藤君のところのグループのところかなと思っていたものだから、あれですけど、それはどちらでもいいけども、要は、請負業務、契約なんですね、これ、サービス会社との関係では。で、今なお、現場見ますと、本人確認含めね、その契約上の問題でプライバシーの問題もさることながら、あるいは指揮命令の問題もあってですね、契約そのものに抵触すると、今の私、見ておきますと、感じるんですけども、これは一度やっぱりきちっとなりを直す必要があるというふうに思えますけども改善型をさまざま検討されてきているのかどうかどうかですね。その辺りを聞いておきたいと思えます。

答（市民生活） 市民生活グループでお答えしていいかどうかというところも。人件費と手当て、貸金と、あと翻訳の辞書、健康診断の費用、そういったものと管理費が入ったものが窓口相談業務の内容となっております。

答（市民窓口） 請負契約の関係でございまして、私ども契約の中ではですね、当然市の職員に留保された権限の範囲というものもございまして

ので、きちっとその辺につきましては、仕様書の中でその業務の範囲を定めまして、なおかつ指揮命令の関係につきましてもですね、原則として受託業者の主任を通して行うという一定のルールを定める中で、実施しているところでございますので、よろしく願いをいたします。

問（14） 先ほど言った窓口業務の委託料のその内訳について資料としてね、私が求めているのは、人件費部分でありますので、その金額が時給、あるいはその月給、年収というところでの、積算の根拠になっている、委託の根拠になっている部分をですね、議会のほうに資料として提出求めたいと思います。

答（市民生活） お尋ねのですね、窓口業務委託、117ページの内容につきましては、日系人さんへのポルトガル語の通訳、この方々の費用でございますので、よろしく願いいたします。

問（14） では、窓口グループのほうでのかかる資料をですね、提出求めたいと思いますが、いかがですか。

答（市民窓口） 私どものほうの窓口業務につきましても、そのほとんどが人件費ということでございます。2,186万4,000円ほどの予算の中で1,668万9,000円が給与、手当、賃金。法廷福利費として178万7,000円ほどというような形で、そのほとんどが人員数にして6人分の人件費ということでございますので、よろしく願いいたします。また資料につきましてはですね、これは総合サービスとの兼ね合いもでございますので、一度総合サービスのほうとも調整をした上で考えさせていただきたいと思います。

問（14） 相談するまでもない中身だというふうに思うんですね。こんなことはね。どうなんですか。

答（市民窓口） 私どものほうにきておりますのは、ただ今申し上げたような見積りだけでございまして、その単価だとかですね、そういったものが手元にございませぬので、そういうふうに申し上げたということですのでよろしく願いいたします。

問（14） 情報の開示というのは非常に大事なことでね、それについて

は今の市長もその方向での対応というのは拒否をする立場にはないということを私、理解しておるんで、速やかに議会のほうに提示をしていただきたいと思います。できれば、早急をお願いしておきたいと思います。今議会中なるべく早い時期をお願いしておきたいと思います。それから116ページの18目の防災訓練委託料と家具転倒防止器具取付委託料がそれぞれ前年度比べますと、減額になっておりますけども、これはこういったところからそうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

答（危機管理） 防災訓練の委託料と家具転倒防止器具の取付委託料がそれぞれ減額になっている理由ということでございますが、防災訓練につきましては、まちづくり協議会単位で行っているところとそれから町内会が連合して行っているところがございます。で、平成22年度につきましては、高浜小学校を会場とした防災訓練がですね、町内会単位で行われておったわけですが、22年度につきましては、まちづくり協議会のほうで実施をされるということになりまして、町内会単位で実施をされるということが一応、神明、豊田町、それから湯山町の2町となったということでここで上げさせていただいておりますのは、町内会に対する防災訓練委託料ということで、これが2町内会分になったということで減額となっております。それから家具転倒防止器具取付委託料の減額につきましては、平成21年度、今年度の実績がですね、大分件数的に少なかったということがございましてその実績を22年度に反映をさせたということで件数を少なめに見積りをさせていただいたということでございます。

問（14） 町内会のほうは、防災訓練のほうはわかりましたけども、家具転倒防止のほうはこれは件数が少なかったと実績によるということですが、少なかった理由についてはどういうふうに思っておるのかね。これは今、地震防災というのは非常に注目されているということもあって、対策の充実が求められている方向なんですね。その中であってこの家具を転倒しなかったら一命が守られたということなんかもあるわけですのでこの種の事業というのは非常に大事だと思うんですね。したがって、伸ばすための工夫というのは家具転倒防止の器具をね、普及させると。そのため

の取り組みというのはどういうふうにされておるのか。この点はいかがですか。

答（危機管理） 家具転倒防止の重要性につきましてはですね、私ども改めて申すまでもないわけでございますけれども、そういうこともございまして、予算上ですね、上げさせていただいておるのは、特に高齢者世帯に対する家具転倒防止の器具の取り付けということでございますけれども、本年度につきましてもですね、吉浜まちづくり協議会におきましては、防災学習会ということでですね、家具転倒防止の非常に県内でも実績のある方を講師にですね、またまちづくり協議会の会員さんの出席のもとに家具転倒防止の方法ですとかですね、その知識、そういったことの学習会をやっていただいております。それから、他の町内会、まちづくり協議会においてもですね、今後その家具転倒防止についてですね、勉強していきたいというようなお声も聞いております。そういうことから私どもといたしましてもですね、家具転倒防止については今後ともですね、一層その力を注いでまいりたいということは思っております。それで、この予算化されております部分につきましては、先ほど申し上げましたように、主に民生委員さんを通じてですね、御高齢の世帯で家具転倒防止をやられてはどうかということでお声掛けをしていただいておりますのでございます。今年度、実績的にですね、この辺の実績が少なかったということで、私ども改めてですね、また民生委員さんのほうへそういったPR、また協力をお願いをしていきたいということで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

問（14） 今の件では、1つは有償になる部分というのがあるわけで、したがってそれが一つの普及が進んでいかない、ネックになっているように私は思うんですね。したがって器具のですね、無料支給という内容も含めてね、一層の改善型を求めておきたいというふうに思います。

問（9） 123ページ、償還金、利子及び割引料、平成21年度の予算ですと、3億円ついてますけど、今期2,000円になった理由をお願いします。

答（税務） 今回の予算の減でございますが、これは当初21年度の予算

につきましては、法人市民税の予定納税というものがこの不況の影響で、確定申告により21年度において過年度還付金が出ると見込みまして、3億円を計上したわけでございます。22年度につきましては、引き続き、景気の低迷が予想されることから、例年1,400万ほどの過年度還付金を計上させていただいておりますが、22年度におきましては、2,000万の予算計上をさせていただくというものでございますので、よろしくお願いいたします。

### 3款 民生費

問(18) 143ページですけれども、あおみJセンター運営費負担金、これにつきましては前年よりも少しアップしておりますけれども、その理由とこのあおみJセンターは碧南市と広域で運営してまますけれども、移転を随分前にされたと伺っておりますけれども、移転されたとしたらどこに移転されたのか移転先につきまして伺いたいと思います。それから高浜市の登録者がどれぐらいなのかお伺いします。

答(地域福祉) あおみJセンターの運営費の補助金ですが、これにつきましては、碧南市のほうと案分をさせていただいて負担をしておるわけですが、これが人口割と通所割によって案分をさせていただいております。ふえた理由というのは、利用者が昨年よりも高浜市の利用者がふえておるというのが現状です。現在7名の方が利用をされております。それから場所ですけれども、新川のJA新川支店の跡地に移転をさせていただいております。登録者数が定員20名のところで23名、そのうちの7名が高浜ということになります。

問(18) わかりました。それで、移転をされたということで、以前は大変手狭で皆さん大変な思いをされてたと思いますけれども、かなり広がったというふうに理解しておりますけれども、事業の内容ですけれども、新たに取り組んでいることがあるのかということと、それから指導員に関してましては、前2名でしたけれども、現状維持なのか、それから賃金がかなり低かったと思うんですけれども、その改善については何かあるの

かどうかお伺いしたいと思います。それからその下の訪問入浴サービス費、720万円、これも前年よりも大幅にアップされてますけれども、この理由につきましてもお伺いします。

答（地域福祉） 作業内容のほうですけれども、工賃の関係と合わせて、授産製品の開発というところで、手芸用品、廃油石鹸、そういったものを積極的に今、取り組んでおみえになります。指導員のほうは現在3名になります。それから訪問入浴サービス費がふえておる理由ですが、今年度から重度の障がいの方が利用されてみえまして、その辺で利用回数が大きく伸びておるといのが理由になっております。

問（3） 165ページのところですけれども、3款3項2目の生活援助費、生活保護事業についてですけれども、生活保護費が大幅に伸びております。生活保護受給世帯の傾向などについてお聞かせいただきたいと思います。

答（地域福祉） 生活保護の受給者は御承知のように大変ふえておりました、今年の1月末現在ですと、121世帯189人が受給をされております。前年同月比で比較しますと約1.5倍という伸びになっております。受給されてみえる方の状況としましては、やはり失業されて収入がなくなってみえる方が多いわけですが、それに加えて精神疾患によって職を失って収入が得られなくなっておるといの方が結構ふえております。もう1つは受給だけじゃなくて、相談件数のほうも非常に伸びておりました、こちら今年2月末現在で216件、昨年と同じ時期ですと112件ということですので、こちらは倍近く、やはり伸びておるといことなんです。最近マスコミのほうでもいろんな報道がされておりました、いろんな制度が活用ができる段階にある方もすぐ生活保護ということで、窓口におみえになる方が非常に多いわけですが、そんなところで非常に相談、それから受給者の方がふえておるといのが現状でございます。

問（3） 今、お答えいただきました失業者が多いだとか精神疾患を患われる方が多いだとか、そういうところの内容で1.5倍ぐらいにふえておるやにお聞きいたしましたが、高齢者だとかそういうところはそんなには、高齢者はふえていると思うんですけれども、高齢者がふえたからどうのこう

のという話はないわけですよ。

答（地域福祉） 特に高齢者というよりもやっぱりまだ就労年齢のそういう方、世帯が非常にふえておるといのが増加しておる要因です。

問（3） そうすると昨今、一昨年からの世界不況から云々ということで、こういう形が少しずつ積みあがってきたのかなとは思いますが、何とかこのところトヨタ関連含めて車産業よくなってきたように見ておったんですけど、ここに来てトヨタの関係がちょっと下がる可能性も出てくるように報道されてますけども、そういった部分でさらにふえるなんてことは予測はされるんですかね。

答（地域福祉） 私どもも今年の12月ぐらいがピークなのかなというふうに感じておったわけですが、ここ2月になってもまだ同じような伸びはあるような状況です。

問（13） 137ページ、いきいき広場維持管理事業の中で維持管理事業が費用もふえてるんですが、清掃委託料なんかも若干ですがふえてますが、これらは日福大のほうも一緒にやるという関係でふえてるのかどうか、それと138ページ、いきいき広場の事業委託料ですが、これが大変減額されてます。これはまたなぜこういうふうに、管理業務委託はふえてるんですが、事業委託のほうが減っていると、このあたりの事情を説明していただきたいのと、まずそこまでお願いします。

答（地域福祉） まず清掃委託料につきましては、若干ふえておるわけですが、3階部分の一部を清掃するというので、ふやさせていただいております。それからいきいき広場の事業委託料のほうが減額になっておるわけですが、2階3階部分の賃借料との関係ということではないですけども、今回いきいき広場のほうの運営のほう総合的に企画運営を委託しております、高浜事業室の人件費等見直しをしていただきまして、勤務の時間等も調整していただいて、こういった減額をさせていただいております。いきいき広場の管理業務委託料につきましては、ホールのところでもマシンスタジオの受付の業務を委託をしておりましたが、そちらも少し見直しをさせていただきまして、事業室のほうに直接マシンスタジオのスタッフの方に

お願いをするような形で減額をさせていただいております。

問（13） いきいき広場の事業委託のほうはわかりましたが、管理業務委託が人件費のほうを見直しをしたというお話ですが、ちょっとそのところもう一度お願いしたいのと、141ページの高浜市社会福祉協議会活動事業費補助金というのがありますが、これ減額になってますが、社会福祉協議会、事業は随分大きくなってると思うんですが、なんでこういうふうに減額になってるのか、そのあたりをお示しいただきたいと思います。

答（地域福祉） 先ほどのいきいき広場管理業務委託料のほうですが、人件費のほうは広場の事業委託料のほうで日本福祉大学の高浜事業室の人件費のほうを検討していただいて、下げてくださいました。管理業務委託料のほうはいきいき広場のホールでの受付業務、これは主にマシンスタジオの受付関係を総合サービスのほうに委託をしておったわけですが、こちらのほうを7月からマシンの入れ替えと合わせて、マシンスタジオのほうで受付のほうを行っていただくようなシステムに変更しており、減額をさせていただいております。ですから、ここに上がっておるのは従来の12分の3カ月ということになります。それから社会福祉協議会の活動費補助金が減額になっておるということですが、これは事業自体は減っておるといふよりふえておる部分がありますが、人事交流、市のほうから2名派遣をしておりまして、その職員の人事交流による減額分になっております。

問（13） 先ほどのいきいき広場の件ですが、マシンスタジオの職員、そちらの方が来るようになると、今、受付をやってみえる4人の総合サービスの方たちはどういうふうになるのか。お願いします。

答（地域福祉） 今の方というのは総合サービスのほうに業務を委託しておるものですから、ちょっと私どものほうではその辺のところは承知はしておりません。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

問（13） 140ページお願いします。障害者自立支援給付事業、障害者自立支援法ができて、大変不評で皆さん困ってみえるわけですが、これで見ますと3,000万ほど増額されてるようですが、何がふえてるのか、人がふえてるのか、そのあたりもお示しいただきと思います。144ページの8目、生活支援ハウス運営事業で1,092万計上されてますが、現在どれだけの方が利用しているのか、どのような方たちが利用されているのか、それと同じあたりだと思うんですが、職場適用援助者、ジョブコーチの施行事業がありました。今年には載っていませんが、これはなぜでしょうか。

答（地域福祉） 自立支援給付事業につきましては、やはりこれは介護給付、訓練等給付費のサービスの利用がふえておるとというのが要因であります。合わせてジョブコーチの試行助成金というのが今回計上がされておらんわけですが、従来チャレサポのほうでその業務を実施をしていただいておりますが、ちょっと体制のほうに十分に整っていないということで、まずは就労移行支援のほうにあたっていただくというところで、今回は計上はしてありません。ただし、制度としては残っておりますので、実施できる体制になりましたら、またこの辺のところは予算のほう計上させていただきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

答（保健福祉） 生活支援ハウスの関係でございますが、対象者は主に高齢のために独立して生活することに不安のある1人暮らしの高齢者等でございます。その費用はということですが、主に職員の人件費、これが委託料のほとんどのものです。あとどれぐらいの人が入所しているかということですが、平成21年度の見込みであります。年間で89名ほどの方が入居されてみえます。

問（13） ジョブコーチの件ですが、どういう方がこれまで適用援助者、要するに職場に適用して仕事ができるようにするというのか、やってみえたのか体制が整っていないということですが、どういう事情でその仕事ができなくなったのか、ちょっとそのあたりもお示しく下さい。

答（地域福祉） チャレンジサポートたかはまが開設した当初、そういう

ジョブコーチの役割を担えるスタッフがおったわけですが、その方が事情があつて退職をされて、現在そのかわりに入った方がまだ経験が浅いというところで、そういうジョブコーチとしての役割がまだ担えない、そういったところで今、就労移行支援のところで経験を積んで、準備をしていただいておりますというところであります。

答（福祉部） このジョブコーチにつきましては、チャレンジサポートだけではなくて、授産所安立のほうも対象になっておりますが、今回3月補正でも御可決をいただきましたように、授産所安立では平成22年度から工賃倍増計画のほうで施設内で積極的な工賃倍増計画に取り組んでいくということで、若干当初の段階ではそちらのほうに人員を費やしたいという思いがありましたので、当然余裕が出てくれば、またそちらのほうにも動かれると思いますので、とりあえず当初予算は計上はさせていただいております。

問（13） これまでにどれぐらいの方がこういう方を利用して就労しているのかお示してください。

答（地域福祉） まず平成19年の時が安立さんのほうで5名、それからチャレンジサポートたかはまさんが7名、それから平成20年につきましては安立が5名、チャレンジサポートが9名ということになっております。

問（13） その方たちはみんな就労先で今も続けておられるんでしょうか。

答（地域福祉） あくまでもここでは試行ということで入っていただいておりますが、そこで就労につながった方がちょっと人数のは把握はしていませんが、就職をして、今も頑張つてやってみえる方は何人かあります。

答（福祉部長） 平成19年度チャレンジサポートでは就職された方が4名、授産所安立が1名、それから平成20年度におきましてはチャレンジサポートで6名、授産所安立さんで1名、21年度におきましてはチャレンジサポートさんで今、現在で3名、授産所安立さんで2名というふうにお伺いしております。退職された方というお話ですが、これは私どものほうはまだそういった方はないというふう聞いております。

問（13） 145ページの配食サービスの事業委託のところですが、利用できる方たちの条件が少し変わったというふうに聞いているんですが、事業所は今いくつで、利用がどれぐらいあるのか、まずお示しいただきたいと思います。

答（保健福祉） まず利用の関係ですが、週1回開催されます特定高齢者等ケース検討会議の中で決定をしております。続きまして、市内の事業者さんは何件ですかという御質問ですが、9件になります。そうしまして、これは本年22年1月までの21年度実績ですが、2万2,384食で昨年度とほぼ同様の数字となっております。

問（13） 147ページ、いきいき銭湯開放事業ですが、いきいき銭湯も随分高浜市民のために活躍してくれてといえますか、だいぶいろいろ不具合も出てきてるかと思うんですが、これは直して利用をしていくようにぜひお願いしたいんですが、その件と、148ページのリバースモーゲージ事業、これは昨年と予算は一緒になってますが、利用の状況といえますか、あり方といえますか、検討するというような話も確か前に出たことがあるんですが、どのようになっているのかお示してください。

答（保健福祉） まず松の湯の関係ですが、だいぶ古くなってきているのではないかというようなことですが、平成22年度においても予算計上させていただいております。松の湯さんにつきましては、現行施設の維持管理、不具合の補修等も行われておりますが、新たな更新ですとか、大きな設備投資をされるというお話はお聞きしておりませんので、私どもの現行の範囲の中でお願いしていくというふうに考えております。続きまして、リバースモーゲージのほうですが、実績はということですが、実績のほうはありません。この制度自体がいわゆるセーフティネットでありまして、制度を利用される方がいることも当然重要ですが、制度そのものがあるということが、こちらのほうがやはり重要なものではないかなというふうに思っております。またピーアールについては、こうしたいわゆるいきいき広場の相談窓口の中でピーアールのほうは引き続きしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

問（13） 152ページのふるさと雇用再生特別基金というのがありますが、これは委託料で高浜市福祉人材確保事業委託料となっておりますが、これはどういう事業なのかそれと154ページの保育園の管理運営事業で臨時保育士の賃金が8,351万2,000円出てますが、臨時保育士というのは臨時であって、常に子どもたちを見てるといっじゃないわけですから、これはやっぱり改善したほうがいいと思うんですが、この件と158ページの家庭的保育推進事業、家庭的保育事業費補助金が出てますが、各家庭的保育で定員数全員が満杯になっているのかどうか、入れなかった子はどうしてるのか1箇所どれくらいの人数で面倒を見てるのか、そういう点、まずお示しをお願いします。

答（介護保険） これは昨年5月の臨時議会で御可決いただきまして、今年度から運営しておる事業でございますが、現在の深刻な経済状況におきまして、派遣切りにあった方とか、また就労困難な母子家庭の方々の就職先といたしまして介護職、慢性的な人手不足である介護現場で人を雇っていただくことによりまして、事業所へ委託するものでございます。現在5つの事業所で委託するものでございます。現在5つの事業所で各5つの事業所1名ずつ委託を行っております。

答（こども育成） まず臨時職員の件でございますが、臨時職員の賃金8,351万2,000円でございますが、今回代替職員が産休の関係で1人ふえましたので増員しておりまして、それと加配の関係で2人ほどふえましたので、23名の保育士を保育園では雇用するものです。これにつきましては、加配等も代替でも必要ですので、引き続き臨職の雇用は必要かと思っております。それから家庭的保育でございますけども、今3箇所で、それぞれ5名の定員でやっております。3月現在ですけども、1箇所が5人中5人、もう1箇所が4人、もう1箇所が1人というような今、事状況で待機してみえる方はございません。

問（13） 臨時保育士の件はわかりましたが、先日民営化にするというお話の中で、民営化がよいと言われましたが、吉浜北部や高取も将来民営化する予定かどうかそこをお聞きしておきたいと思っております。家庭的保育の

推進事業の中で、5名を見てるということですが、1箇所どれぐらいの人数で面倒を見てるのか、ちょっと今わからなかったんで教えてください。

答（こども育成） まず吉浜北部、高取については今、民営化の計画はございません。次に家庭的保育でございませすけども、1箇所5名で2人の保育者の方が見てございます。

問（13） 1箇所5人で2人の方が見てるという話ですが、朝から晩まで2人の方が見てみえるというふうに受け取っていいのか。前は例えば月曜日と金曜日はAさんが来るけども、火曜日はBさんが来るとか人が違ってたと思うんですが、今、どういうふうになってるんですか。

答（こども育成） 今、2人と言いましたが、常に見ておるのが2人ということで、午前でお2人、午後で2人という方がそれぞれ変わられております。基本的には午前午後で変わられるという形になります。

問（13） 子どもっていうのはね、やっぱり同じ人が見てくれてないものを言わなくても不安といいますか、情緒不安定といいますか、午前中と午後と変わるとかあまり人を変えないほうがいい、1人はやっぱり同じ方が来てるとか、そういうふうに見る体制を変えたほうがいいと思うんですが、そういう点ではどうでしょう。

答（こども育成） 家庭的保育の場合はですね、朝8時から6時までという形で長時間見ておりますので、1人の方がどうしてもずっと見るというのは不可能かと思っております。保育所においても、早朝、延長の形になりますので、保育士が変わるという形になります。家庭的保育の場合は、朝一番の方から昼まではみえますので、そこで交代されますので、一番子どもが不安定になる朝、預けに来たときですね、それから帰られるときというのは引き続き、保育される方が一緒におりますので、そういった意味ではですね、一番不安定な時間帯は取り除いておるのではないかとこのように考えております。

問（13） 朝とか帰りが不安定になるんじゃないかと言われますけども、子どもっていうのはやっぱり人と人の結びつきがとても大事で、それでも我慢してとも言わないけども、こらえているというかやってると思うんで

すが、ぜひそういう点でもし朝から晩まで1人の人で無理であるなら、そのところもうちょっと補強するような方法を工夫をしてほしいと思います。158ページですが、子ども放課後・週末活動等指導員のところなんです、児童センターの事業の中に入っていますが、児童センターの事業かどうかということと、土曜日に子どもの放課後の事業を前にやってるって聞いたんですが、それはどこにいつてるのかちょっとそのあたりをお示しいただきたいというのと、160ページの放課後児童健全育成事業、2,660万3,000円ですが、高取児童クラブは保育士さんがいないんですが、費用はとっていると、以前JAの高浜東支店で保育士さん、要するに正規職員がいないということで無料でやってみえましたが、シルバーの方が面倒見てるだけでは体力的にも不十分ではないかと思うんですが、この点をお願いします。それから162ページのふるさと雇用再生特別基金事業、高浜市子育て・家族支援者活動支援事業委託料、644万出てますが、新しい事業のようですが、これは何かということをお願いします。

答（こども育成） 順番が不同になるかもしれませんが、まず土曜日の放課後の居場所ということですが、これはですね、10款になりますが、翼小学校のほうで翼土曜クラブのほうで土曜日の放課後土曜教室という形でやっておる事業のことをおっしゃってみえるというふうに思っております。それからですね、保育士は今、高取の児童クラブにおりますし、すいません、ちょっとその件については主幹のほうとかわりますので。

答（こども育成主幹） 子ども放課後週末活動等指導員謝礼の16万1,000円でございますが、これは子ども放課後週末活動等指導員謝礼のほうは学校週5日制に伴いまして、それぞれのセンターのところでエアロビクスだとかゲートボールだとかそういった各種の子どもクラブを実施に要する指導員の謝礼でございます。それと高取児童クラブのほうに保育士がいないけども、体力的に十分ではないではないかというような御指摘だと思いますんですが、高取児童クラブのほうは、シルバーのものが9名従事しておりまして、その中で1人、幼稚園教諭の免許を持っておるものがございます。そういったところがリードしていただきまして、子どもの健全育

成を図っているところでございます。

答（こども育成） ふるさと雇用再生特別基金事業として、高浜市子育て・家族支援者活動支援事業委託料の内容でございますけれども、これは今年度の補正で上げましたもので、県のふるさと雇用再生に基づきまして、市内の私立の保育園、幼保園の中で保育士を目指す方を雇っていただいたもので、保育の活動しながら保育士の資格を取るための奨励金も合わせて、支払いながらの雇用の対策でございます。基金事業として行ったものでございます。

問（13） 高取では9名の方がみえて、幼稚園教諭だった方もみえるという話ですが、やっぱりシルバーのその方ということではないんですけれども、シルバー要するに60歳以上か65歳以上かそういう方たちばかりだとすると、小学生の体力にはついていけないんですよね。ですから本当に子どもたちの体力を考えて、健全育成を図るという面では不十分だと思いますが、そういう点ではどうでしょう。

答（こども育成） シルバーの方、なかなか元気でもございますし、私どもが見ておって十分生活指導等行っていただけるというふうに考えておりますので、心配はしておりません。

問（9） 3の1の1、137ページ、社会福祉推進事業で地域のリーディングプランの推進員の謝礼が上がっています。12月議会で質問したときは、まだ人選とかそういうものに対しては白紙状態ですというようなお答えだったんですけれども、どういうふうに決まりつつあって、次年度からはやっていかれる体制が整ったのか、お聞かせください。それと139ページ、いきいき広場事業、安心生活創造事業、安心生活創造というのはどういう事業のことなのか委託料も出ておりますので、その事業内容についてお聞かせください。あと最後ですけど、163ページ、2項の3、子育て・家庭支援ネットワーク事業についてちょっとお聞きしたいんですけれども、いちごプラザの運営管理委託費が少し減っていて、子育て・家庭支援ネットワーク事業の委託料が県の補助金で出ています。そして、子育て・家庭支援者養成育成講座というのも昨年に引き続き、同じぐらい出てるん

ですけれども、そういったいちごプラザで行われるであろう子育て・家庭支援のネットワーク事業の組み立てとかどういった主眼において事業をされるのかお聞かせください。

答（地域福祉） まず地域福祉リーディングプラン推進委員の謝礼の関係ですが、こちらのほうは第2期の地域福祉計画を策定をさせていただいております、それを確実に推進をしていくというところで今回この推進委員という体制を整えるわけですが、計画を策定をさせていただいた際に各地域福祉計画のテーマ別意見交換会、そちらの代表の方にも入って、策定委員会というのは組織をしております。そうしたことから、策定に関わっていただいた方にですね、引き続き検証をしていってさらにですね、計画の見直しを進めていただくというところで、今、調整のほうをさせていただいております。それから安心生活創造事業につきましては、厚生労働省のほうの実験的に取り組みをされる事業に私どものほうも手を挙げさせていただいて実施をしておるものですが、これは市内に住んでみえますいろんな1人暮らしの高齢者ですとか障がいの方、いろんな方が安心安全に地域で暮らしていけるようにどういうふうな仕組みをつくっていくかということは研究をしながら、形づけていくものであるわけですが、その中で要援護者のマップの作成、それからニーズの把握、それからそういったニーズに対応するいろんなサービスをまたつくり、提供していく体制づくりをこの安心生活創造事業の中で実施をしていくものであります。

答（こども育成） 子育て・家族支援ネットワーク事業の内容ということでございますけれども、まずもってこれは妊娠期から幼稚園、保育園、就学前のお子さん方を自宅で育てられる方を対象といたしまして、そういった方々を対象にいちごプラザですとかいろんな親子相談の情報を発信して、各周期の子ども、幼児期の親御さんたちを守る活動の中に情報と活動の場を与えるという形のものでございます。具体的にいいますと、まずそういった方々をメールに登録をしていただきまして、その方々にメールマガジンという形で子育て情報、それからいちごプラザやいろんな支援センターでの事業、それから子育てに有意義な内容みたいなものをメールで発信し

ていきます。その中でいちごプラザですとか、市立保育園がやっております支援センターと保健センターの事業、そういったものに対してまた協働で地域に出て行くというような形もしますので、そのネットワークの中で小さなお子さん方を自宅で育てる方々をいろいろなところへ出て、ひきこもりですとか子育てに悩むこと、そういったことから救い出そうというような事業でございます。さらにこの中ではインターネット上のポータルサイト、ホームページをつくります。その中で乳幼児だけではなくて、幅広い子育てに関する情報を掲げていきたいと思っております。またそういった形の中での支援をしていくというものでございます。この中にはいちごプラザで実施するわけですが、いちごプラザの委託料が262万5,000円減額になっておりますけども、実はいちごプラザの中でも子育て情報センターというものは機能をつくっておりました。その部分を今回、子育て・家族支援ネットワーク事業のほうに移行するために減額をして、こちらの事業に合わせて行わせていただくというものでございます。それから子育て家族支援者養成講座とどう違うのかというような御質問だと思いますけども、子育て家族支援者養成講座につきましては、家庭的保育ですね、こちらのほうの支援者、いわゆる保育ママの保育者を養成していく、合わせて非常に質の高い講習でやっておりますので、地域の子育て支援者も養成していくという形で3年間という形の中で、まずもってやっているので3年目になるものです。委託料は同額一緒ですけども、当初と違いまして、フォローアップ研修という形で認定を受けられた方ですね、その方々のフォローアップ研修も年10回ほど提供しておるものでございますので、よろしく願いいたします。

問（9） 地域のリーディングプランの人選の人数とそれから創造安心の生活安心事業についてですけれども、1人暮らしとか障がい者の方のセーフティネットの確立だと思うんですけども、委託料とっているの、主たる委託先があるのか、同じくいちごプラザにおいてもポータルサイトとかメルマガとかIT関係の委託先を大きく委託するのか、委託料と書いてあるので、主たる委託先をお教えください。

答（地域福祉） まずリーディングプランのほうのメンバーですが、地域福祉計画の策定委員会のメンバーとほぼ同様に考えておりますので15名。それから安心生活創造事業のほうですが、これは地域福祉の推進役を一番担う社会福祉協議会のほうへ委託をしております。

答（こども育成） ネットワーク事業のほうもいちごプラザで行いますので、いちごプラザを今、委託しております高浜市社会福祉協議会に委託して実施して、その中で全てのシステム等も含めて構築していく予定でございます。

問（18） 私もですね、159ページの家庭的保育、今いろいろ質問がありましたけれども、スタッフ全体の人数について、それからスタッフの今、時給はおいくらなのか、他市からも来てくださってると思いますけれども、どこの市から来ていただいているのかまずお伺いします。それからですね、163ページ、病後児保育事業ですけれども、これがかなりですね、半分ぐらいに予算が削られてますけれども、利用状況なども合わせてお伺いしたいと思います。

答（こども育成） 家庭的の保育のほうのメンバーですけれども、3箇所ありまして、1箇所、1箇所が10名、もう1箇所は9名という形のスタッフがございます。スタッフの方は確か皆さん市内の方だったというふうに記憶をしております。それから、時給ということですが880円を時給でやっておったというふうに記憶をしております。それから病後児保育の件でございますけれども、まずもって、病後児保育の実績が本年度申し込みがございません。去年が2名ということで、非常に減っております、そういうような状況の中で私ども常駐の保育士、看護師を置いておるわけではございませんので、申し込みが発生をした時に、お願いをするという契約を結んでおります。そういった意味で少し実績も下がっておるという中で今回臨時看護師の時間数を、前年度は20人というふうにみておったんですけど、今年度は10人という形で見込んで予算を計上させていただいたものでございます。

問（18） 家庭的保育推進事業ということで、今、スタッフの拡大、そ

してスタッフの方の資質の向上ということで取り組みをしてくださっておりますけれども、今後の市としての方向性についてもちょっとお伺いしておきたいと思います。それから病後児保育ですけれども、こういった方が利用してみえるのか、どんな職種の方が御利用になっているのか、それからまだ御存知ない方もいらっしゃるかと思いますので、ピーアール等しながらちょっと改善していったほうがいいのではないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

答（こども育成） 先にちょっと訂正をさせていただきます。保育事業のほうですけど、時間単価ですね、700円という形になっております。申し訳ございませんでした。それから今後の活動ですけども、やはり待機児は2歳児がおります。そういった意味も含めて、今のところをもう少しふやしていきたいと、3箇所から5箇所にふやしていきたいと、そのためにも保育の質を上げることが必要でございますので、養成講座を通じてですね、認定をとった方に保育者としてやっていただきたいというふうに考えております。次に病後児保育でございますけども、職業というのはやはり会社に勤めてみえるお母様方が今までの利用を見るとほとんどでございます。ピーアールにつきましては、広報等も使っておりますし、保育園、幼稚園、特に保育園のほうには入園される時に保育事業をピーアールしまして、そこでまた登録制という形になっておりますので、そこで病後児保育をこういう形で利用できますと説明をし、登録しながらピーアールもさせていただいておるという状況でございます。本年度については非常に利用者が少ないというような状況でございますので、引き続きピーアールをしていきたいというふうに思っております。

問（18） それでいちごプラザなんですけれども、これはお母様とお子さんがお越しになって、横横の連携もとれますし、井戸端会議ができますし、いろんな悩み事なんかもスタッフの方に相談しながら、すごくいい事業だと思っておりますけれども、今、パパとママとお子さんが出向いていけるような、気楽にこういった井戸端会議ができるようなお子さんと遊ぶ場所、民間ですと色々な大型店なんかの中にもフロアが設けられており

ますけれども、そういったことも今後は考えていったほうがいいんじゃないかと、特にはですね、ちっちゃいお子さんですとまだ乳児期ではいはいの状況ですと、外へ遊ばせることができなくて、室内で遊ばせたいんですけれども、なかなかおうちが狭くて遊ばせる場所がないということで、あちこち探していらっしゃるといふ状況を伺っておりますので、今後こういったことも考えていっていただきたいなと思っております。要望です。

問（14） 138ページ、1項3目の関係ですけども、今月の9日の日の新聞報道ですけども、市内の方で大変痛ましい事件が起きたということとかかわりで、少し聞いておきたいと思っておりますけども、関係する本人あるいはその本人宅に福祉やあるいは保健に関係する職員が直接訪問をされてきておったのかどうか、最初にお聞きをしておきたいと思っております。

答（地域福祉） 私どもの障がい者の相談員が、施設のほうからの相談員として来ていただいております、その方が細かく対応をしていただいておりますというのが現状でございます。

問（14） 痛ましい事件というのは、大変思い余ってね、ああいうふうな内容に至っているんですけども、この施設の方が訪問をされている中で、精神的な御苦勞なんかも含めて、その対応した方から行政のほうに何らかの形で現状が報告されておるといふそういういきさつ的なことはどうだったんでしょうか。

答（地域福祉） まずその相談員さんというのは、いきいき広場のほうに配置がされておる方でありまして、毎週毎週ミーティング、職員含めてやらせていただいておりますから、そういった御家族の状況というのは私どもは承知はしておりました。

問（14） 今にして思うと、その家族任せの対応で何とか解決を図って、そういう場面でしかないようなこと、今、話を聞いた限りでは考えるわけですけども、これが少しでも改善をされておって、広く対応する、例えば民生委員、児童委員の方が直接その本人あるいは本人宅に訪問をするだとか、あるいは担当する職場の中でこの案件を広く情報として職員の方の共有認識にして、しかるべき手立てが講じられておれば、また違った

局面が見られておったんじゃないのかなと思いますけども、その点で改善する部分は私はあるんじゃないのかなと思いますけども、どういうふうにこの事件をとおして、考えをまとめておるといいうんですかね、今後の方策も含めて、どう対応しようとしてるのか、この点はいかがですか。

答（福祉部） 今の御質問でございますが、なかなかその内部まで入り込むというのは非常に難しい話だと思います。今回の痛ましい事故に関係しまして、3月の9日の日に民生委員協議会が開催されておりましたので、その場で、民生委員協議会におきましては特に1人暮らしの高齢者等の見守りということを強くお願いをしておりますが、今回の事例をも参考にさせていただいて、ちょっとでも何かその地域の中でちょっと危ないぞというような情報があったら、私どもの地域包括支援センターのほうに情報提供していただきたいということをまたお願いをしたところでございます。

問（14） あの事件に及ぶ過程の中では、何かしらのサインがあると思うんですね。そのサインを対応する職員を初め、地域の皆さんたちも地域的に支援をするという仕組みをですね、ぜひ充実をすると、対応上問題があれば改善を含めてですね、今後の方策にあてていただきたいと要望しておきたいと思っております。それから152ページの1項21目ですね、緊急雇用対策との関係です。いくつか事業が分かれているので、ちょっと全体的なことを聞いて恐縮ですけども、当該年度で新規に雇用がされる、雇用者数の見込みというのは何人くらいを見込んでおるのかというのが1つ、お聞きしておきたいと思っております。先ほど福祉人材云々では、5人ということが出ましたけども、半年の1回限りの更新ということで多分1年だろうというふうに思いますけども、3年間ですか、そうするとそういうことも含めて、新たに雇用される見込み数というのは何人見込まれているのかということ。それからこのページでは1目の子ども手当支給事業の関係ですけども、先ほども話が出ましたけども、今回の事業の手立てというのは従来からの児童手当が子ども手当の支給に伴って、子ども手当の中に含まれるよという内容になっていると思うんですね。国のほうも中身がしっかりしていないということで、私自身も中身が十分承知しておりませんが、

こういう手立てをとったために、例えば月額1万円の児童手当を支給されておったと、ところが今度1万3,000円だから差し引いて3,000円の手当になるだとかね、そういう操作がこのからくりの中では見られるんで、実態としてね、こういう児童手当の差額というのはどういうふうな形で当該年度見られるのか、現れてくるのかというのが1つ、お聞きをしておきたいと思います。

答（地域産業） ふるさと雇用と緊急雇用に係る人数の増員は、21年度のふるさと雇用と緊急雇用創出、両方を合わせまして21年度は20名でございました。それで22年度につきましては、双方合わせまして、今のところ39名で19名の増ということで私どものほうはまとめて申請を出しております。

答（こども育成） 子ども手当と児童手当の関係ということでございますけども、基本的には子ども手当という形で1万3,000円を支払いますので、その中で従来の5,000円もしくは1万円の児童手当は同じ形で出していきます。上乘せ分というのは基本的には国庫が負担するという形になっております。高浜市が新たに負担する可能性という形なんですけども、実は所得制限がなくなりましたので、今まで所得制限のある方には一切、市としての児童手当を出してなかったわけですけども、その部分がですね、年齢によりますけど、1万円なり5,000円までの部分について3分の1は高浜市が負担をしてですね、それ以外の部分は国が負担するというような仕組みになっております。

問（14） 行政の負担分を聞いているんじゃないくて、1人1人の住民、例えば私なら私の家族の構成の中で子どもがおったよと。従来は児童手当をもらっておったと。今回、今度子ども手当にとってかわるということで、差額が出るわけですね、それは。その差額が住民の中でどういうふうな影響になってあらわれてくるのかと、平均でこんだけの支給になるよと、最高でいえばいくらで、平均でこれぐらいの金額の影響が当該年度で見られるよというところを聞いておきたい。あるいは世帯数、どれぐらいの世帯がこの影響を受ける数値なのかというところを、手元に資料があれば、な

ければこれも後刻報告求めたいと思いますけど。

答（こども育成） 児童手当の場合はですね、今まで5,356人の対象者でございます。これは小学校卒業までの子どもでございまして、今度中学生が対象になりますので、それと所得制限がある方も含めて、対象が7,541人という形でふえてございます。個人の市民の方が受けられる費用ということでございますけども、基本的に今までは3歳未満の方は1万円ですので、3,000円がプラスされるという形になります。5,000円の方が8,000円という形でそれぞれプラスされるという形なので、不公平感という感というか、ただける方は今までの児童手当にその分が上乘せして、子ども手当という形でいきますので、個々の差ということは、差が出る分だけ単純にふえる分ですね、その分が子ども手当として児童手当も合わせて1万3,000円が支払われるという形になりますので、差はないというふうに感じておりますけども。

問（14） それからもう1つね、今の話はちょっと時間食うのでこれでやめますけども、もう1つはちょっとこれも時限的な話になりますけれども、今回の改正に伴って年調分の扶養控除が廃止をするよということが抱き合わせてあるわけですね。特定扶養控除の縮小も行われると、例えば所得税でいきますと、年調分としては現在38万円あった分が0円になるよと、あるいは特定扶養控除で16歳から18歳、高校生とみられる年代については63万から38万と廃止あるいは縮小という形が所得税と住民税の中で行われるということで、この関係でですね、増税が始まるのは来年の1月からですね、実際。これが所得税の関係で負担がふえるということとなって現れますし、あるいは住民税は来年の6月から実施ということになりますので、このままいきますとそれぞれ負担がそれぞれの世帯で増になるということになりますけども、その見込まれる金額というのは試算はされてるのかどうか、この点はいかがですか。

答（こども育成） 試算はしておりません。

問（14） それからもう1つは、これもまだはっきりしてない部分がありますけども、この子ども手当の支給との関係で、給食費の滞納世帯ある

いは保育料の滞納世帯などの行政とのかかわりで滞納しておる税、料金については、相殺をするというようなことも、これは流動的ですけどもね、話も浮上しているわけで、その考え方については、どういうふうな考え方を持っているのか。国が決めたから、そのとおりにするのか、あるいは高浜市独自の方策をもって執行にあたるのか、その点はどうか。

答（こども育成） 負担金で行っておる制度ですので、国の制度にしたがってやっていくという形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（14） 154ページの2項の2目、先ほど臨時職員の話が出ましたけども、これは賃金的にいきまつとどれくらい日給、月給、年収というところを示していただきたいということ。それからこの中で消耗品や賄材料費が前年から比べますと減額をされておりますけども、この減額の理由についてお聞かせください。

答（こども育成） まず消耗品等については無駄な物を排除したという形でございます。節約に求めたということでございます。それから賄材料費につきましては、実は公立園の3歳児以上の入園者数が16人ほど減ります。その影響力で88万程度の賄材料費を下げたという点が1点、それから今までは土曜日も含めて日数として計算して賄材料の予算を計上しておったわけですけども、土曜日の保育が少ないという実状もあり、現実不用額が出るということもあるので、1カ月を今まで22日で計算しておったんですけど、21日で計算をして賄材料費を減額したというもので1回あたりの賄材料に対する給食の費用比は変えてございません。それから臨時職員の賃金のことだと思いますが、賃金の単価という形でよろしいでしょうか。単価につきましては、フルタイムの方が月額17万1,000円、それが4年目以降になりますと17万7,000円、時間単価でいきますと1年目から3年目の方は980円、4年目以降の方は1,020円という形で契約をさせていただいております。

問（14） これは年収に換算するとどれくらいになるんですか。今の臨時職の賃金が1つですね。それから消耗品については無駄の排除というのは

一定部分理解できますけども、以前現場の保育士などから聞きますと、消耗品の扱いについては非常に苦勞しておるといふ声も聞いているわけですね。なかなか役所のほうに話を持ってきても、そのものがとおらないということで、手っ取り早いから自分たちで負担しちゃおうというような形での声で、充実を求める声というのが少なからずあるわけですね、そうすると無駄の掃除というのは乾いたタオルをさらに絞るといふような内容になりかねないものですので、この点ではよく現場の声が反映されていない部分かなということを感じますけども、一度見解を聞いておきたいなというふうに思います。それからもう1つ、今の臨職との関係ですけども、人口1,000人あたりの職員数で今、高浜の場合はちょっと資料が古いかもわかりませんが、1,000人あたりの職員数というのが5.94人というふうになっていると思うんですね。これはあの類似団体の中では断トツなんですよ。これは今後定員管理との問題と絡んで、改善をして部分というふうに私は認識しておりますけれども、ちょうど17年から始まった定員管理の計画が22年度末で終わるわけで、次期のその定員管理とのかかわりの中ではこの1,000人あたりの職員数の改善を、どういうふうにして行っているのか、考えがあればちょっと伺っておきたいと、思います。

答（こども育成） まず消耗品の件でございますけども、各園に15万円を配分しております。その分に関しては去年と変わっておりません。ただそれ以外のいろいろな消耗品がございますので、事務的な、そこを削減したという形で御理解願いたいと思います。それから臨時職員の年間賃金ということでございますけども、フルタイムの方が224万1,000円の賃金でございます。時間給の方はそれぞれ勤務時間も違いますので、一概に言えませんが、17万1,000円の方は213万9,000円の賃金、年間所得という形でございますので、よろしく願いいたします。

答（人事） 2問目の定員適正化計画の関係だと思っております。委員が1,000人あたりの職員数というお話がございました。この1,000人あたりの職員数というのは当然自治体の規模等によって違いますので、

高浜市と類似団体ですね、それと比較しても高浜市低いわけですがけれども、17年度に制定いたしております定員適正化計画がこの4月1日で目標日を迎えるわけですがけれども、一応、計画は達成しておる状況でございます。これ以降の計画でございますが、今、今年度策定中でございますので、また新たな定員適正化計画を策定していくというものでございます。

問（14） 今の点ではね、類似団体では先ほども言ったように、資料的には古いで、正確じゃないかもしれませんが、平均で8.15人なんですね。最高でいきますと15.1人ですね。高浜はというと1,000人あたりの職員数は5.94と、極めて低い職員数で事務事業にあたってるといのは歴然としてるわけで、ぜひいつまでも臨職で対応するというスタイルを改めてですね、この次期の定員管理計画の中ではぜひ正規職員の底上げに向かったの改善をなるべく要請をしておきたいというふうに思います。

#### 4款 衛生費

問（18） 171ページの女性特有のがん検診の推進事業、これは継続されてると思いますけれども、改めて事業内容についてお伺いします。

答（保健福祉） まず女性特有のがん検診についてですが、歳入のほうで申し上げましたように、補助金の制度は変わりましたが、内容自体は続いております。来年度につきましても同様に子宮頸がん、乳がんのほうを実施していくということで予定をさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

問（18） ありがとうございます。国の補助金が減ってしまったということで、ちょっと憤慨しておりますけれども、継続ということで無料クーポン券ですね、これは。

答（保健福祉） 平成21年度と同様、無料クーポン券を予定しております。

問（9） 4の1の4、173ページの高浜エコハウス事業、委託料の高浜エコハウスの施設管理業務委託料なんですがけれども、ここはほかのどこ

ろと違って、指定管理では今のところない、このことについて少しソフト面だけの指定管理なのか、あとその後にずらずらっとビル面関係の委託料が出てきますけれども、ソフト面、食べるのではなくて、ソフトの管理だけだったらちょっとこの料金は委託料として高いのではないか、ほかの指定管理のビルに比べると少し高いような気がしたんですけども、この内容について教えていただきたいと思います。

答（市民生活） 高浜エコハウス施設の管理業務委託の事業内容ということでございますが、当然施設の貸館業務の手続き、隣の分別収集学習エリア、こちらへの市民の皆様への学習の指導にあたっていただくというようなものが主な内容でございます。

問（9） いつも見ると閑散としているので、あそこが、どれぐらいの事業内容だったか、去年、それでこれが適性なのかという適性面をお願いします。

答（市民生活） まず平成20年度の実績でございます。高浜エコハウスにつきましては、月の利用者数の目標を800人、年間9,600人というふうに目標を定めております。平成20年度は1万800人ということで、なんとか目標を達成しております。今年度いろんなエコステーションですとか、フリーマーケット等も事業をうってございまして、2月末現在ですが、1万803名ということで、すでに昨年の実績を上回る利用をいただいております。

問（14） 172ページの1項3目、病院事業の関係ですけれども、補正でも一定部分対応したということが、行われておりますけれども、新たに新年度予算でも補助事業を行うということなんですけれども、この件です、補正で対応したように新たな損失が生じた場合に、今度の当該年度でも補正同様の対応をしていくのかどうか、その点をまず最初に確認をしておきたいと思っております。

答（保健福祉G主幹） 平成22年度の経常損失、つまり赤字補填の補助金の額というのは、平成20年、12月議会に皆様にお示しをした額をそのまま用いております。実際に今年度の患者動向を勘案したり、あるいは

診療報酬の改定についても、療養病床についてはやや向かい風の改定になっておるといようなことを考慮いたしますと、なかなかこの当初予算で載せた金額で年間運営をするというのは、いささか難しいお話になっております。ただ高浜市といたしましては、医療法人豊田会に対しまして、さらなる経費節減、経営の合理化といった企業努力を期待し、豊田会の当面の目標としていただく意味でこの数字を計上いたしております。しかしながら、当然来年度実際に運営をされまして、この当初の赤字補填額をもし超えてしまうようなことになりましたら、これは協定書で原則3年間、経常損失につきましては高浜市が補てんするというお約束になっておりますので、また増額補正をお願いすることになりますので、よろしく願いをいたします。

問（14） これは目標という形で担当のほうで答弁されたけども、目標じゃないですね、これは。契約なんですよ、相手方との。契約は最大限尊重してですね、そのとおり履行するというのが一般常識ですね、これは。その契約に相手側がさまざまな事情があって、やれませんでしたということですね、行政のほうに損失の穴埋めを求めてくるというのは、これはその点では、契約を盾にとって最大限企業努力をすべきだと、やりくりをその相手方が行うべきだというのはね、これは契約の性格上からいってもそうあるべきですよ、対応の仕方としては。それが目標だという形に置き換えてしまうと、これはもう相手方はですね、目標として努力したけれども、そういうふうに至らなかったという安易な方向に流れていくわけですよ。だからその考え方をまず払拭すべきだというのが1つですね。本来の契約という性格にしっかりと立脚すべきだということを思います。その点での考え方、これは担当に求めるのは酷かもしれませぬので、一度副市長のほうにも見解を求めておきたいというふうに思います。それから損失が当該年度で発生するようないくつかのおお世話した答弁になりましたけれども、その際には同じような対応というのがまた出てくるという可能性のほうに非常に高いというふうに思いますけれども、その点で本会議のときにも言いましたけれども、事前にいろんな情報をキャッチしてですね、最小限に食い止め

ると、あるいは契約どおりの方針で貫くような対応ですね、厳しく対応するようなことに私はすべきだというふうに思うんですけども、その決意のほどをですね、一度お伺いしておきたいなというふうに思います。

答（杉浦副市長） 井端委員は契約と言われますが、私どもは移譲に伴う契約時における豊田会の計画をつくられたということで、目標というふうに使わせていただいております。実はこの当初予算についても、実は豊田会の来年度の高浜分院の計画と申しますか、事業計画というのはまだ出ておらないわけですし、必ずそれと同じ金額で豊田会が予算を上げるとは限らないということも御理解いただきたいと思います。そして私どもは決して安易な方向で考えておるわけではございませんので、ただ御理解いただきたい。再三申し上げますけど、本当に地域医療、医療環境というものを十分御承知いただきたいというふうに思います。やはり例え豊田会がそれなりにネームバリューやそれなりのものを持っておっても、やはりそれは避けがたいいろんな要因があるということをお理解いただきたいとともに、この前の一般質問でも豊田会の理事長の新年の言葉、実は豊田会さんはシーズンという冊子を出してみえますが、院長も冒頭に昨年4月に高浜市立病院が豊田会の高浜分院として再出発をいたしました。これは豊田会にとって一大事業でした。改装も終了し、療養型104床の病床として、運営をしております。各部門の御協力の賜物として、感謝いたしております。折からの医師不足で地域の皆様には御迷惑をおかけしていますが、今後医師の補充とともに、各施設との連携をますます密にして、地域に貢献できる分院になるよう全力で取り組んでいきたいと思っておりますというふうに、冒頭ここまで出していただいておりますし、やはり豊田会は締めで、公立でもなく私有の病院でもありませんと。そういうようなところの地域の特性を生かして、今後ともチャレンジしていくんだという強い方針も出させていただいております。私どもは豊田会に移譲した以上、院長さんのこうした意気込み、そして今後私ども理事会、本院の運営委員会ありますが、それから別に高浜分院の運営委員会、運営協議会、そのまた下部組織であります分科会も定期的に積極的に開いていただいて、今後とも経営努力、そして

地域医療に貢献していただくよう高浜市としてもできるだけだけの支援をしてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

問（14） 豊田会との契約問題については、契約というのは杉浦副市長がですね、去年の3月議会であなたが言った言葉なんですね。この協定書そのものは1つの契約だと。去年の予算委員会の会議録を見ると、そういうふうに答弁されてるんですね。きちっとそれは目標なんかじゃないということですので、言葉を慎重に選んでですね、答弁をしていただきたいというふうに思います。いうなれば、前回議会に対して答弁をされた内容というのは、極めて不謹慎な答弁をされたということにもなるわけですので、厳しく指摘をしておきたいというふうに思います。それから同時にですね、この豊田会はいずれにしてもいろいろ問題があるけれども、この高浜市に進出してくるといのは豊田会さんがですね、独自にさまざまな内容を勘案されて、最終的には採算が見込まれるという決断のもとでこの契約に及んだわけですから、その立場というのはいささかも豊田会さんにとっては、忘れてはならない、忘れてもらっては困る問題なんですね。だから原点に立ち返れという話は、厳しく行政側として指摘をして、その方向で対応すべきことですね、口を酸っぱくして言うべきだというふうに思うんですね。その点でまだ全国的にはドクター不足というのが解決されていないような状況におかれておりますけれども、しかしながら、ドクターの数については本会議上でも言いましたけれども、豊田会というのには200名になろうとするドクターを抱えているわけですね。本当に企業努力をしてもらおうと、しなさいという立場であるならばその現有200名近くおるドクターを非常勤として高浜市のほうに配置をする、そういうやりくりもやろうとすればできるわけですから、これ従来もやってきたわけですから、そういう形で企業努力をするようにという指摘をしながら、そういう方向でのものですね、現実になるような対応をすべきだというふうに思うんですね。これらを含めて私は一度、本会議でも言いましたけれども、協議の場を設定をして、しかるべきその対応をやっぱり当市として表明すべきだというふうに思いますけれども、この点についてどういうふうに考えているのか、お聞

きをしておきたいと思います。

答（杉浦副市長） まず3カ年で経営を収支均衡を持つ目標でというのが基本的な考え方でございまして、その辺は御理解いただきたいと思います。それとこの前も一般質問でも、総括ですか、総括質疑の時にも答弁させていただきましたが、豊田会、刈総に200名の医師がいてもそれは常勤医として高浜へ送るのは各大学の医局等の問題があって、難しいということは申し上げたとおりでございますので、常勤医ということで、ただ非常勤ではすでに今でも内科医としてかなりの方が今、来ていただいておりますので、非常勤としてはそれなりをまかない、やはりベッドというのは常勤医によって稼動するものでございますので、その点も御理解いただきたいと思います。そういったことで私ども今後ともさらに豊田会と強調しながら、やっていきたいと思っておりますし、今、言われました豊田会に説明ということでございますが、これはやはり私ども民営化した以上豊田会に一度そのような御要望があったということをお伝えし、またそれについて協議はさせていただきますので、よろしく申し上げます。

## 5款 労働費

問（13） 180ページ、職業能力開発事業の中で財団法人衣浦地域職業訓練センター管理公社事業費補助金が今、出てますが、これはアカデミーのことだと思うんですが、この前も話が出ましたように、引き続き利用できるように働きかけていただきたいと思いますが、この点ではどうでしょうか。

答（地域産業） 井端議員の一般質問でもお答えさせていただいておりますけど、現在雇用能力開発機構のほうから条件が出ておりませんので、その御意向は十分わかりますけど、それが出た段階でまた改めて協議ということになっておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

問（13） わかりますけども、何でも出てきたら言うというのでは、姿勢が弱いんじゃないかと思うんです。もっとこちらから積極的にそういう意見を出していくことも大事じゃないかと思いますが。

答(杉浦副市長) これは私どもが廃止という方針を出したわけではなく、相手方が一方的に廃止ということを出されておるわけでございまして、私どもは実はアンケートは来てますけど、基本的に譲渡条件だとかそのスケジュールについて一切まだ聞いておりません。これ自体、私どもが本当に憤慨しておるわけでございます。早く出していただかないと、建て直しするにも大変なんです。この前も井端議員の一般質問でお答えしたように、高浜高等専門技術学校も実は変わってきたんです。例えば外国人の新たな研修も高浜専門校と共同でやっておったものが、今回その改革によって岡崎校とやらざるをえないというような非常に不便さを感じております。そういった中で私ども県のほうに、強く何とか方向を出してくださいよということも言っておりますが、皆さんそこら辺は御理解いただきたいと思っております。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時50分

## 6款 農林水産業費

問(5) 183ページ、明治用水中井筋の改修事業ということで、今年度の工事の予定箇所の説明とですね、この5,400万余のお金というのは、全体工事費の実は何割ぐらいの負担になるのか、教えていただきたいと思っております。

答(地域産業) 今年度の中井筋の予定でございまして、工事延長としまして、700メートル、工事箇所数にしまして、6箇所を予定しております。場所につきましては、小中根橋の上流からですね、飛び飛びになりますけど、小中根橋の上流から100メートル少し、それと吉浜幼稚園の上流、山田公園付近と吉田橋の上流、それと今、工事をやっていますタクミ書店様あたりというかガソリンスタンド付近ですね、そちらとあと剣先橋の先の6箇所を予定しております。高浜市の負担につきましては全体の5.875%で、3市全体の25%の負担割合から申しますと、高浜市負担分

は23.5%です。

問（5） 今回の工事ですけども、ここは明水会という会が非常に清掃活動やってるわけですが、その要望に応えた部分も今回の工事費の中には含まれてるのか、いやそれは含まれてないよというのか、その辺をちょっとお願いいたします。

答（地域産業） 地域の皆様方と明水会さんの御希望につきましては、吉田橋までの間に魚だまりをとということで御希望いただいております。その間については、工事費の中に全て含まれているものと私どものほうは考えてます。

問（5） 実はこの明水会というのは、毎年役員さんが更新されますというか自動的に副会長は各町内会の会長さんが明水会の副会長に就任されますので、またもしそういう機会があれば会長さん、副会長さんあるいは地域の代表の方に説明する場面を設けてほしいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それとですね、私の関係で畜産環境整備とかあらゆるところに御支援をいただいております。満足とは言いませんけども、地域産業に向けて支援いただいていることを一言お礼を申し上げます。ありがとうございます。

問（13） 私も同じ中井筋のことでちょっとお聞きしたいんですが、暗渠になってる部分と開放してる部分とあるんですが、暗渠になってる部分、もう少し車の駐車場なんかに利用できないのかという希望という思いがあるんですが、そういう面ではどうなんでしょうか。以前からこういう意見が出てますが。

答（地域産業） 前回もそのようなお話、大山公園の下あたりの暗渠の関係だと思うんですけど、本来暗渠の上というのも明治用水の土地になっておりますので、こちらで自由にとという形はできないということが、現実です。

問（13） ですからそこに駐車場をとということで、そういう要望があるということは言っているんでしょうか。どうなんでしょう。

答（杉浦副市長） まず暗渠と開渠の違いですが、あくまで管理用道路あ

るところは開渠です。管理用道路が確保できないところを暗渠にしています。まずそれを御理解いただきたい。暗渠の上流については管理用道路を兼ねていることも、そういう利用制限があることも御理解いただきたいということと、やはり土地利用しようとするとその地域の皆さんの御了解が得られないとそれは明治用水にも要望できませんし、私どもも行動することができません。残念ながら、あの地域にはそういう地域の住民の方たちの御理解が得られる状況下でないことだけ御理解いただきたいと思います。

#### 7款 商工費

問（13） 商工費の関係で190ページですね。産業経済活性化事業の中で企業誘致等に関する奨励金とがんばる事業者応援補助金というのがありますが、この企業誘致に関する奨励金で織機の東の部分のことだと思えますが、今、あそこはどういうふうになっているのかお示しをいただきたいというのと、まずお願いします。

答（経営戦略） 今のお尋ねの件で企業誘致等に関する奨励金、これはですね、今、内藤委員、織機というようなことをおっしゃいましたけど、これはもうすでに工場を新設だとか増設をされておまして、その企業さんに対する奨励措置の金額でございますので、具体的に申しますとユアサ建材さんが新田町のほうにありましたけど、そこに立地をされております企業に奨励をいたすものでございます。

問（13） わかりました。それとその下のいきいき号の循環事業で事業費補助金が出てますが、刈谷豊田総合病院への乗り入れがどういうふうになっているのか、バスを利用してみえる方たちはなんか3月から乗り入れができるようになるんだってというような話も聞こえてきまして、私はえーとつい言ってしまったんですが、今、現在の状態といえますか、状況はどういうふうになっているのかお示してください。

答（市民生活） この3月から云々というのはちょっと気の早いお話でございますが、今の状況を申し上げます。いきいき号の路線の見直しにつきましては、地域公共交通会議というものを立ち上げ、第1回の会合を昨年

9月16日に開催しております。その内容につきましては、いきいき号の概要、課題等を御説明しております。その際、委員より利用者アンケートの実施についての依頼がございましたので、10月から11月にかけてアンケートを実施いたしております。本年2月5日に第2回目のこの公共会議を開催し、アンケートの結果の報告、いきいき号の運行指針について御決定をいただいております。今後につきましては、決定をいただきました運行指針を踏まえたいきいき号の市内ルート、先ほどお話ありました、刈谷豊田総合病院への乗り入れについての具体的な路線、コースの検討を行っていく予定でございます。

問（13）　　そうしますとルートなんかの決定というのは、いつぐらいになるのでしょうか。

答（市民生活）　　いつごろかということですが、コースの運用開始等につきましては、地域公共交通会議という会議体で検討を進めていく関係上、少しお時間がかかることを想定をしております。来年度中旬までには新路線、コース等を決定し、ある程度の周知期間が当然必要と考えておりますので、これらの準備が整いしだい、新たな路線の運行を開始したいと考えております。

## 8款 土木費

問（14）　　194ページの2項の1目ですね、道路台帳電子地図化委託料の関係ですけれども、これは先ほど答弁された39人新たに雇用するよという中に、この委託の中に含まれているのかが1つ確認です。それからこの事業そのものがちょっとよく理解できないんですけども、委託先というのはどういったところを予定をしておるのかということも1つお聞かせいただきたいと思います。

答（都市整備）　　この中に先ほどの39名の中に入っております。道路台帳のここの中の雇用人数は全労働者数の雇用人数が17名、それに対して新規雇用が12名になっております。それと今回のこの今の道路台帳の修正につきまして、どういったことをやるかということなんですが、実は今、

紙ベースで道路台帳があり、その原図がかなり20年は経っており、かなり古い状態となっておりますので、それを新たに雇用を使いまして、電子化にしていきたいということを考えておりますので、よろしくお願ひします。委託先につきましては、民間委託でございます。

問（14） もう少し民間委託の中身は。どういったところが考えるのか。

答（都市整備） 建設コンサルタントを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

問（10） 三高駅東西連絡通路遠隔監視委託料だけど、193ページ、これは名鉄とかその委託ということかね。そのほかの駅はないわけかね。吉浜、高浜港は。

答（都市整備） これは三河高浜駅だけであります。

問（10） あとはない。

答（都市整備） ありません。

問（13） 193ページ、市道新設改良事業で委託料、市道川ノ田線実施設計業務委託料、381万8,000円出てますが、これと工事請負費の道路改良工事費、6,680万、これはくつつくのかどうか、これは別なのか、ちょっとそこをお示しいただきたいというのと、199ページ、街路計画事業の中で名浜道路推進協議会負担金、8万円が出てますが、これはどういうものかお示してください。

答（都市整備） 市道川ノ田線実施設計業務委託と道路改良工事が同じものではないかという話なんですけど、全く違うものでございます。市道川ノ田線の実実施設計業務委託の内容につきまして、実は衣浦大橋から碧南沿いに走っていきますと、パチンコ屋さんがあるわけなんですけど、昔でいうと川ノ田地区というんですが、その排水がかなり前回の大雨につきましても、浸水がありました。そういったところを調査していきたいということで、周辺を今回現況調査実施水路の断面をどういうふうに決めていったらいいかということをやります事業でございます。道路改良工事につきまして、これは何かというと、前倒しにて港線と半城土・吉浜線は3月の補正でやらさせていただいたんですが、あと5つの路線指定を考えているところで

ございます。それとあと名浜道路なんですけど、これもう何回かいつもいつも言われておるところなんですけど、今現状としまして協議会が9市6町で行っております。平成19年度におきまして、調査区間ということで、愛知県の常滑市から愛知県の蒲郡市までの区間を調査区間となっております。この平成21年度におきましても、もう調査のほうに入っておる状況でございます。よろしく申し上げます。

答（都市政策部）　ちょっと補足のほうさせていただきます。今、常滑から蒲郡までの40キロ区間につきましては計画路線でございます、幸田町から碧南市までの21キロ区間が調査区間でございますので、よろしくお願いたします。

問（13）　これは高浜は直接この中に入ってるわけじゃありませんし、こういう高規格道路を進めることがやっぱり国の無駄な事業を進めていくことにもなりますので、ぜひこれは負担金をやめていただきたいと思いますが。

答（都市整備）　名浜推進協議会ということもあるんですが、実はさらに商工会が名浜の道路推進経済連合会というものを設立しております、この2つの協議会に基づいて、進んでいるところでございます。高浜市にあまり影響がないじゃないかという話なんですけど、今、本市も企業を呼びたいということでもいろんなことも考えておるわけなんですけど、衣浦港へのアクセスがかなりよくなるという状況もあるし、それと災害時だとかそういったことにつきましても、道路としての機能を強化できるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

## 9款 消防費

問（13）　205ページ、消防団の家賃補助が258万6,000円出てますが、今、これ何人ぐらいの方が利用していて、高浜市以外でもOKかどうかということと、広域消防の衣浦東部広域連合の件ですが、4億3,841万8,000円出てますが、救急車とか消防車とか今、新しいのと変えたり、いろいろやってみえますが、人が足りないということが一番の

問題というふうに聞いてますが、そういう点でぜひ高浜でということは無理であれば、意見を出していただきたいと思いますが、どうでしょう。

答（危機管理） まず最初に消防団員家賃補助でございますけども、今の補助の利用者、受給者という御質問でございましたので、21年度ということでお答えしますと、10名の団員さんが補助金を受けておられます。それから市外でもいいのかということでございますが、消防団の条例改正をいたしまして、団員資格を市内在住、在勤ということに現在いたしております。したがって、市内在勤で市外のアパートに住まわれて、要件に該当する方については、補助金の対象になるということでございます。それから広域連合の定員の関係のことかと思いますが、昨年5月の広域連合の臨時議会におきまして、職員定数が改正をされ、15人ほど定数がふえております。その具体的な増員については、平成22年度から新規採用をふやしていくということで進められておりますのでよろしく願いいたします。

#### 10款 教育費

問（10） 学習状況調査が抽出校での実施となったが、標準学力検査はどのようになっているのか、ちょっとお聞かせ願いたい。209ページ。

答（学校経営G主幹） 全国学力・学習状況調査の件でありますけれども、この調査におきましては、教育委員会におきまして抽出校で実施をするということで決議のほうをしております。今年度抽出校が来ればそれを実施するというように考えております。なお、抽出方法ということで該当しない学校も出るわけですが、その学校におきましては現在実施しております標準学力調査のより有効な活用を図って、これまでも御説明してまいりましたが、少人数授業の効果の検証をしたり、結果分析から学力向上に向けた指導の方法を考えたりすることの活動に加え、今回までの学力テストのよい面を取り入れて、市独自で学習状況調査とともに実施をしてまいりたいと思います。その結果から効果の検証や指導の方策などより有効な活用が図られることと思っております。

問（10） 213ページ、学校評価事業についてのその内訳、また具体的な取り組みについてちょっとひとつお願いいたします。

答（学校経営G主幹） ただいまの学校評価事業の取り組みについてでございますが、各学校における評価におきましては自己評価、学校関係者評価、第三者評価にかかる評価活動並びに学校評価シンポジウムの開催があります。主な取り組みは、今年度8年目を迎えたわけであり、その取り組みとなります、全市内小中学校の学校評価事業を振り返る学校評価シンポジウムがあげられます。今年度は全教職員参加のもと行ったシンポジウムがありました。このシンポジウムを来年度におきましては保護者や地域の方々、そして市外及び県外の方々へと広く参加を募り、全国区となった高浜市の学校評価事業を発表するものであります。予算につきましては、シンポジウム当日の講演、助言者や学校評価にかかる指導、助言、シンポジウム開催費、その他教育委員会評価、学校評価指導支援、元気が出る授業づくり等の研修会の講師料となっております。

問（10） 市外や県外から広く募ると今、言われましたが、どの地域ぐらいから、東海3県とか。

答（学校経営G主幹） 今のところ、先ほど申しました全国区ということであり、かなり全国からも視察のほうまいておりますので、そういったところを視野に入れた範囲ということでできる限り広くということで考えております。

問（9） 217ページと221ページの図書購入費についてですけれども、昨年と比べると1割ぐらいしか予算がついてなくて、とても残念なんですけれども、これはどういったことによるのでしょうかということが1件と229ページの生涯教育の活動推進の出会いサポートセミナー委託料というのがあります。これ経常経費でやられるみたいで、この前の市民会議でも婚活ということは話題に出ていましたので、そこら辺の委託先とかどういうふうにやられる事業なのか、あと1件、231ページの青少年ホームの管理事業についてですけれども、中高生の居場所の運営委託料として出てます。別に青少年ホームでは管理委託されていますけれども、この

中高生の居場所というのは自主運営という話でやられて、進められたと思うんですけども、委託料が出ているのはどういったことか、もう1つ、最後に227ページの図書館管理運営事業なんですけれども、委託内容の中に郷土資料館も含むとありますけれども、その郷土資料館の利用の方向を今期はどういうふうに積極的に活動されるのかそこをお聞かせください。

答（学校経営） 図書購入費の減ということでございますが、御案内のとおり平成22年度の予算編成につきましてはかつてない厳しい状況ということでこれは御理解いただけたと思います。図書購入費についても、原則的には備品購入にあたるということで新規のものは認めないという財政方針が出されております。かといってそういったことでは小中学校の図書館運営に関しましては支障があるということで、各小中学校に対しましては必要最小限の物を予算要望いただくように、各小中学校にお願いいたしまして、学校から出てきた金額をそのまま計上させていただいた金額がこのようなになったということでございます。

答（文化スポーツ） まず1点目の出会いサポート事業でございますけれども、こちらのほうの委託先につきましては地域婦人会、婦人連絡協議会さんのほうでお願いをする予定になっております。内容といたしましては、これは県のほうの委託金をいただきまして、50万円いただきまして、そのまま満額50万円を支出するという内容でございます。セミナーと出会いの交流場所を提供させていただくという内容になってございます。それから中高生の居場所の関係でございますけれども、維持管理のほかにこのバコハの管理委託、これは今TSCさんのほうにお願いをしておるんですけども、中高生の居場所づくりのサポート体制をとっていただいております。というような内容でございます。ですから、青少年ホームの管理委託とは別のものがございますので、よろしくおんをしたいと思ひます。郷土資料館につきましては、指定管理者さんのほうでお願いをしております。図書館流通センターのほうでお願いをしておりますけれども、今まで郷土資料館のほうもなかなか図書館の2階ということもございまして、うまく利用されてないというところもあったんですが、平成21年度にも学校さ

んのほうの御協力もいただきまして、小学生の子たちが郷土資料館におみえになりまして、あちらのほうの展示物の見学をしているというような状況でございます。そういった中で、引き続き御利用していただくというような内容でTRCさんのほうも考えてみえますので、よろしくお願いたします。

問（9） 図書費で必要最小限という話がありましたけれども、今、読書力の向上というのがすごく叫ばれていて、そういった面で何かその方策とか減らした分何とか企業努力ではないですけども、そういった努力とかはされてるんでしょうか。それと郷土資料館のほうなんですけれども、年に1回、多分学習で4年生なんか1回ぐらいしか利用って多分してないと思って、今も開かずの間状態だと思うんですけども、そこら辺を積極的に利用していただかないと、もう忘れられた存在になってしまうので、郷土のこと、もう少し指定管理者のほうと協議していただく準備はあるのか、その2点についてお願いします。

答（学校経営） 図書購入費が減ってしまったということで、努力しておるかということで御案内のとおり、この21年度から指定管理者になって、運営させていただいているわけでございますけども、今回のことにつきまして、小中学校関係の団体貸出の図書の充実を図っていただくということで、こちらからもお願いしてございますので、よろしくお願いたします。

答（文化スポーツ） 郷土資料館につきましては、平成22年度のTRCさん、指定管理者のほうですけども、こちらのほうの運営指針のほうもございまして、TRCさんといたしましても、その郷土資料館を積極的に活用したいというようなこともございまして、事業内容の中には郷土資料館の中でイベント、いわゆるクイズ等をするような計画のほうもされてございますので、そういったのを進めていきたいと思えます。

問（13） 219ページ、工事請負費の中学校小規模工事費が300万と出てますが、1校あたりにすると150万ということだと思えますが、150万ではなかなかやりくりが難しいという話も聞いています。もう少し上乗せできないのかということと、223ページですね、幼稚園の臨時

職員の賃金、3,722万出てますが、これもフルタイムなんかも入っていると  
思うんですが、これの内容を教えてください。まずそれだけお願いします。

答（学校経営） 219ページの中学校の小規模工事費が300万円ということで、これは今年度と比べますと90万円増額させていただいております。小規模工事につきましては、現在決定しておる工事はございません。児童、生徒の安全を第一に考えまして、当然現場を見ながら、学校とも協議しながら進めていくという考えでございますので、お願いいたします。

答（こども育成） 幼稚園の臨職の関係でございます。まず産休に伴う代替職員を5人雇用しております。これは去年の3人に比べ2人ふえたものです。それからフルパートは1人、去年の3人に比べ1人に減らしております。それからパートが22人ということで、去年の16人から6人増している内容でございます。その理由といたしましては、加配を要する園児が幼稚園もふえましたので、それに対応するために主にパートで、加配につく保育士、教諭を設置したものでございます。

問（13） 211ページの真ん中あたりにあります、委託料、小中学校生徒指導地域活動推進事業委託料、この下にある「あいち・出会いと体験の道場」推進事業委託料、これ、中学校でいろんな職場へ出かけて行って、職場研修をしてると思うんですが、これの中に自衛隊の体験学習というのが行われているかどうかお示してください。

答（学校経営G主幹） 自衛隊の職場体験ですけれども、今年度5名ほど体験をしております。

問（13） 自衛隊というのは小泉元総理でしたかね、軍隊だっちはっきり言いましたけども、そういうところへ職場体験をさせるというのは問題があるんじゃないかと思うんですが、ぜひ中学生の子どもたちをそういうところへ体験学習させるのはやめさせていただきたいと思いますが、どうでしょう。

答（学校経営G主幹） 職場体験ということで、子どもたちが職場を体験するということです。この自衛隊の職場体験の内容を聞きますと、そのも

のを体験するというのではなくて、自衛隊の施設を見学したり、訓練の様子を見学したりということであって、兵器とか機器を操作をするといったようなことの経験ではないということです。あくまでもその職場体験をするということですので、これは生徒本人がその職場を体験をしたいという希望にのっとなって進めておるものでありますのでお願いいたします。

問（13） 子どもの希望だからということでは言われますけども、学校側にもどういうところへ行かすかという責任はあると思うんですね。そういう面でも軍隊だからという、いろんな兵器やなんかを使うところじゃないところ見てくるんだと言われますけども、それがもとでやっぱりこんな厳しい時代ですから、1つの就職先として子どもたちが考えることにもなってくわけですから、ぜひこれはやめていただきたいと思いますが。

答（学校経営G主幹） あくまでもこれは本人の希望で学校のほうも進めておりますので、例えばおそらくどこに行くのかなということで、家のほうでも家族で相談をしたりというようなこともあった上の決定で、子どもたちが選んでいるところですので、それに対して学校がまずいというようなことは今の段階では言えないという形で進めております。

問（18） 213ページ、この不登校対策事業委託料が計上されておりますけれども、このところ不登校のお子さんが増加傾向にあるかと思っておりますけれども、今の小中学校の現状についてお伺いします。一生懸命取り組んでくださっているかと思っておりますけれども、改善策につきましても伺いたいと思います。全世代楽習館の中に不登校のお子さんの居場所があったと思っておりますけれども、そちらの利用状況につきましてもお伺いしたいと思います。

答（学校経営） まず現状ですが、これは1月末現在での数値の統計です。不登校におきましては小学校で24、それから中学校で57ということで報告を受けております。それに対する改善策ですが、今、委員さんのおっしゃいました不登校対策事業の中で例えば楽習館におきます、いじめ、不登校の相談員、それから生徒指導巡回相談員、それから生徒指導相談員等の人員を相談活動という形で取り組んでいるということ。それから学校に

おきましてはそういった児童、生徒が発生した段階で保護者にもそういった相談員がいますというような紹介、そして学校からもそういったところとの連携をとった取り組みということで改善を図っております。それから現在、楽習館に何人ほどということですが、これは日によって違うわけですが、のべでいきますと、月ののべ数ということでよろしかったでしょうか、月で件数的に平均37件の相談があるということです。もちろん同じ子の、のべですのでありますけれども、そういった状況で対応しています。私どもがちょっと様子を伺いに行った時でいる子を見ますと、3人から4人いるのが現状だと思います。

問（18） その不登校の原因がどうも家庭状況にもあるとちょっと伺いましたけれども、この点につきましてはどうなんでしょうか。最近家庭の不和というか、家庭内の問題で不登校になるお子さんがふえてきたというふうには。

答（学校経営G主幹） その内訳の中で、例えばその他本人にかかわる問題等で上げられてくるところの不登校がそれに該当するかと思いますが、その内訳を見ますと、遊び、非行、怠学傾向、無気力型、不安、情緒混乱型、意図的な登校拒否という形の中であるわけですが、それがもう1つ家庭の状況がということで家庭が生徒児童を押し出す力がなくなってきておると、要するに学校行きなさいよと言っても子どもたちがそれにしたがわない、親もそれを出し切れないという状況があるという中で子どもたちがそれに甘えてしまい、今のような状況になっておるといえることがあるかと思いますが。

意（18） わかりました。学校の先生方も一生懸命取り組んでくださっておりますし、だんだん家庭の教育力も低下しつつありますので、やはり学校と家庭と地域とが連携しながら、しっかり取り組んでいただきたいと思います。要望しておきます。

問（5） 215ページですね、先ほどもありましたけれども、小規模工事費の請負のところですけども、中学校、小学校それぞれ緊急性、安全性、必要性で急遽このような修繕を行っていくということでもありますけども、

教育行政方針の中にも小中学校の建てかえにおいて、教育基本構想の中であらゆる角度から調査研究していくということであるものですから、学校の延命を図るとか、そういうことを考えながらこういった小規模修繕を行っていくのか、そういった基本構想の中にも含めてこういう計画をしていくのか、お考えをちょっとお聞かせください。

答（学校経営） 当然基本構想の中ではあらゆる面を考えながらということとやっていきますので、建てかえも含めて、修繕の関係も出てこようかと思えます。老朽化に関する修繕の考え方でございますけども、児童、生徒の安全を第一にということで、今から行っていく投資が無駄とならないような修繕、小規模工事を実施していきたいと考えております。

問（５） ２１７ページの小学校児童就学援助事業、これも中学校にあるかと思えますけれども、これもちょっと前にお聞きしたと思えますけども、この支援内容とこれは昨年と比べてふえてるのかどうか、その現状をちょっとお聞かせください。

答（学校経営） この就学援助事業は、経済的な理由によって就学困難な児童、または生徒の保護者に対して必要な援助を与えるということで、予算につきましてはまず２１７ページの小学校のほうでは、２１年度予算と比べますと、プラス３５人の増、中学校におきましてはプラス１９人の増を見込んで予算計上をさせていただいております。

問（１４） ２１２ページの学校評価のことですけども、自己評価にしても学校評価にしても全く否定をするものではありませんけれども、大変心配というか懸念することとして、この評価に伴って、新たな課題がふえるということになるわけですね、そのことで今、教師の方々はかなり授業を準備するのにかなりの部分でやりくり、御苦労なさってると思うんですね。それに加えて、この評価という部分が変わってくると、やはりなにがしかの心身にたまる圧迫というんですか、これがストレスになったり、それがずっと講じてきますと心身障がいということにもなりがちなことですが、そういったことがこの評価に伴って発生する懸念材料としてあるものだから、現況そういった点でこの評価がそういう影響を与えていないのか

どうか、これが1つお聞きをしておきたいというふうに思います。それから215ページの下から3行目ですが、給食運営費、小学校の関係で、学校給食の運営費が前年と比較しますと大きな減額になっておりますけども、この内容についてお示しをいただきたいと思います。それから216ページ、先ほども質問出ましたけども、小中学校の学校図書が大きく減額をされておりますね、対前年の関係で。今年は国民読書年という位置づけもされておる中で、衆議院、参議院で同時に国会決議もされておるわけですね。国民の置かれておる読解力が十分に備わっていないという危機意識の中から、国民読書年というのを設定したといういきさつがあるわけですね。国をあげてこの問題を改善に向けて取り組もうという意思表示の現れですけども、そういうさなかにあってね、対前年度比図書購入が大幅に減額されるというのはいかがなものかなというふうに思うんですね。したがって、その点で学校の図書館、図書室、これが標準冊数というんですかね、一応、文科省のほうから示されてると思いますけども、現況当市の小中学校で図書の標準冊数とのかかわりでどういうふうなレベルに今日なっているのかそれを1つ聞いておきたいというふうに思います。それからもう1つは管理費の関係ですけども、これも小中学校から修繕等にかかわって、減額がされておりますけども、学校の現場からさまざま要望されてくるというのは部分というのは毎年あると思うんですね。一番その場面にタッチしておる先生たちが思い余って、これは何とかせんといかんということで要望に上がっていると思うんですね。その中には緊急度を要する、あるいは重要度を要するという中身があると思いますけども、予算との関係でそれが十分解決されないというの、現状としてあると思いますけども、現在それぞれの小中学校から上がってきている要望の中で、どれくらいの割合で要望をしっかりと受け止めて予算化してるかというところがちょっと見えておらないんで、そのことを1つ聞いておきたいというふうに思います。

答（学校経営G主幹）　まず学校評価にかかわる課題等で多忙になるのではないかという御質問ですけども、学校評価で評価するのはいろんなことを評価をします。その中で当然改善策というものを出します。その改善

策が今、議員さんのおっしゃったように多忙を解消するための改善策ということも考えられて、対策を打っております。ですので、確かに評価をするということの負担というのはあるのかもしれませんが、その中でまた改善をしていって、改めていくというようなサイクルということのP D C Aサイクル、そういったことを進めておるといことがあります。それから、ストレスがということでのこともありましたですけれども、それにつきましてはこれは県のほうからストレスチェックの取り組みということで、配慮を管理職等しっかりしなさいという通知等出ております。そういったところを受けて管理職が学校運営の中で職員がいかにストレスなく、職場で働けるかというようなことをチェックしながら、そして面談等もしながら進めておるといことであります。

答（学校経営） まず215ページの小学校給食運営事業の給食運営費が減っておるとい原因でございますが、これにつきましては平成21年度、クラス増があったということで、それに伴う消耗品があったわけですが、来年度はそれがないということで、これが減の一番の要因でございます。それから図書購入費の減ということでございます。それに伴って、学校図書館図書標準の関係でございますが、これにつきましては公立学校の図書館が保有すべき本の冊数を学級数などを基準にした図書標準でございます。これにつきましては、平成20年度末で小学校につきましては102.8%、中学校で107.2%、いずれも100%を超えておるといような充足率でございます。それから学校の管理費がどれぐらい予算化をされておるかということですが、学校の配当予算等もございまして、それは学校から出てきたものをそのまま予算化させていただいておるといことで、実際の率は計算してございませませんが、9割程度は予算化をさせていただいておると考えております。

問（14） この評価の問題ですけれども、例えば第三者評価、当該年度で行っていくということですが、具体的にはどういう内容のものを評価していくのか、それはどういう、評価方法ですね、あるいは評価する場面というのは抜き打ち的にやるのか、事前に通知をして、評価しますよとい

うやり方なのか、そういったところですね、回数等も含めて、具体的に評価の仕方を1つ聞いておきたいというふうに思います。それから図書購入の関係ではいずれも標準の冊数は整備されておるということになっているようですけれども、それぞれの学校ごとではどういうふうになっているんですか。全体的なことはわかりましたけれども、各小中学校のレベルはどういうふうなのかということをお聞きをしておきたいとします。それから管理費の関係ですけれども、学校からそれぞれ要望が上がっていることですね、それを最大限予算との絡みの中で取り上げて、対応するということですが、過般、学校の現場お邪魔して、いろいろ先生からお聞きをした中では、その点での配慮が不十分だなということを感じるわけですが、その点で現場の声というのが正確に反映されているかという点でちょっと疑問を持ちますけれども、一度そのあたりの考え方も聞いておきたいなというふうに思います。事前のヒアリング等も行われているというふうに思いますので、そのあたりも状況もお聞きをしておきたいというふうに思います。

答（学校経営G主幹） まず第三者評価の件であります、まずその評価の内容ということです。これにつきまして具体的にしっかりとしたものは決まっておられません。ただ項目につきましては、各学校の経営方針にのっとったものをある程度出してもらって、その中で委員さん方にこういった項目で評価をしていくかという形で出していただけると今は考えております。それから評価の方法ですけれども、今、申しました項目を決めて、その項目にのっとって各学校に訪問をして、現地での評価というふうで考えております。場面につきましては、これは抜き打ちではなくして、計画的にということに訪問をするということに考えております。それから回数におきましては、訪問して評価をすること自体は1日もしくは半日で考えております。あとはそれをまとめる委員会ということでは、3回ほど考えております。

答（学校経営） 学校図書館図書標準の学校別の充足率でございますが、平成20年度末の状況でございますが、高浜小学校が96.8%、吉浜小

学校が100.2%、高取小学校が119.5%、港小学校が100.0%、翼小学校が97.2%。平均は102.8%。中学校では、高浜中学校が105.5%、南中学校が109.3%、中学校全体では107.2%でございます。ちなみに1年戻りまして、平成19年度の全国の図書標準でございますが、小学校では40.1%、中学校では34.9%ということで全国レベルはかなり低いということでございます。それから管理費で現場の声が届いておるかということなんですが、私ども学校のほうから要望をいただきましたものを現場ともすり合わせをして、財政状況も考え、それから緊急度、重要度とも勘案いたしまして、それぞれ納得した上で予算化をさせていただいております。

問（14） 図書の関係ですけれども、中学校は充足をしておるという理解をしておきたいと思っておりますけれども、小学校についてはそのレベルに到達していない学校もあるようなんですけれども、これはやはり先ほどいったような趣旨からですね、充実が求められているというふうに思っておりますけれども、今後の考え方、1つ聞いておきたいと思っております。それから同じような図書の関係ですけれども、226ページの5項の2目、図書館の指定管理料のかかわりの中で、この委託料の中で図書館にかかる、図書購入費ですね、これはどれくらいの金額を予定されて委託料となっているのか、この点いかがですか。

答（学校経営） 学校図書館図書の今後の考え方でございますが、今年度から指定管理者になったということで、学校図書館のほうにもそういったものを入れてほしいということで要望してございますので、今まで以上にそういったものは充実しておるということでございます。

答（文化スポーツ） 図書館のほうでの図書の購入費用でございますけれども、指定管理者のほうの提案の中で1,450万円、これは21年度から24年度までの計画でございますが、1,450万円の購入費を考えてございます。

委員長 お諮りします。本日の予算特別委員会は議事の都合により、時間延長いたしたいと思っておりますけれども、これに意義ございませんでしょうか。

一般会計が本日分のスケジュールになっておりますので、これがまだ終わっていませんので、時間延長の可能性があるのでお諮りをさせていただきますけども、これに関しましては御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 それでは続けて進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

1 1 款 災害復旧費

質 疑 な し

1 2 款 公債費

質 疑 な し

1 3 款 諸支出金

質 疑 な し

1 4 款 予備費

質 疑 な し

委員長 以上で歳出についての質疑を終結をいたします。歳入歳出全体につきまして、質疑もれはございませんでしょうか。

問（13） 80ページですが、幼稚園費補助金のところで子育て支援対策臨時特例交付金というのが出てるんですが、これまではなかったと思い

ますが、これはどういうものかというのと、84ページの14款2項ですね、地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金100万出てるんですが、これはどういう計画があるのかというのをお示しいただきたいと思います。

答（こども育成） 子育て支援対策臨時特例交付金の内容でございますけれども、歳出でいきますと10款になります、翼幼保園の認定こども園の幼稚園機能補助金にあたるものでございます。これは補正予算でやったもので、子ども支援の緊急対策として翼幼保園のほうが幼稚園という中で幼保連携という形ではなくて、保育所型ですので、国、県のほうから補助金が入ってございません。幼稚園部分のですね。その部分について、補助をするという形で実施しておりますので、それに対する国、県からの補助という形でございますので、よろしく願いいたします。

答（地域福祉） 自殺対策緊急強化基金事業補助金ですが、これは障がい者の相談員、この中に精神保健福祉士が入っておるわけですが、その方の賃金が今回、この補助金の対象になるということで計上をさせていただいております。

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で議案第19号の質疑を終結いたします。

委員長挨拶

散会 午後 4時56分